

公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
平成 29 年度 事業計画書
(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

平成 29 年度は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた準備が一段と本格化する。リオデジャネイロ 2016 大会で学んだ知識・経験を最大限に生かし、東京 2020 大会の成功に向けて、計画のさらなる精緻化とともに、具体的な取組みを加速させていく。

そうした中で、「全員が自己ベスト」「多様性と調和」「未来への継承」を基本コンセプトとする大会ビジョンを具現化し、史上最もイノベーティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とするために、準備を迅速かつ着実に進め、それを国内外にアピールし、機運を高めていかなければならない。

そのためにも、ひとりひとりの職員が「One Team for Our Dreams」のスピリットを胸に、以下の事業について、I O C・I P C・I F（国際競技連盟）・N F（国内競技連盟）との協議を踏まえつつ、都、国、J O C、J P C、大会スポンサー等と綿密に連携を図り、オールジャパンの協力体制のもとで適切に実施していく。

- 1 円滑で安全安心な大会運営に向けた準備
- 2 会場・施設整備の着実な実施
- 3 大会開催の機運醸成
- 4 オールジャパンの協力体制の構築と事務局体制の強化
- 5 健全な財務基盤の確立

平成 29 年度の主な事業

1 円滑で安全安心な大会運営に向けた準備

円滑で安全安心な大会を開催するため、大会準備のフェーズに応じ、大会運営、競技運営、国際渉外、警備、情報通信などオリンピック・パラリンピック競技大会の開催計画・準備を実施する。

(1) オリンピック・パラリンピック競技大会の開催準備

○ 開閉会式の検討

有識者による委員会を設置し、開閉会式の演出における基本方針及び総合監督・制作会社などの制作体制の検討を行う。

- 聖火リレーの検討
聖火リレー検討委員会において、聖火リレーのコンセプトを検討し、策定する。本年8月頃にオリンピック聖火リレーコンセプトをIOCへ、2018年2月頃にパラリンピック聖火リレーコンセプトをIPCへ提出する。
- 「持続可能性に配慮した運営計画（第2版）」の策定
持続可能な大会の準備・運営を行う上での原則を示した運営計画について、主要施策の具体的な取組みに向け、第2版の運営計画を策定する。
- 大会関係者と観客・スタッフの輸送検討
国、都、各自治体、交通事業者等が参画する輸送連絡調整会議などを通じ、関係機関との調整を図るとともに、大会関係者や観客・スタッフの輸送に関する基本的な考え方を取りまとめた「輸送運営計画（V1）」策定に向けた検討を進める。
- 飲食の提供に向けた準備
大会における飲食提供に関する基本的な考え方を示すため、飲食提供に係る基本戦略（飲食戦略）の策定を行う。策定にあたっては、検討会議を開催し、飲食提供に係る「食品の安全衛生」「選手の栄養管理」「環境への配慮」「多様性と調和」「食文化等情報発信・エンゲージメント」の5つの重要なテーマに沿って検討を進める。
- 選手村の運営に向けた準備
機能的な選手村を実現し、アスリートファーストの運営をするため、都及び関係機関と調整し、アスリートの意見を取り入れながら検討を進めていく。
- ボランティア募集開始に向けた準備・検討
2016年末に公表した「東京2020大会におけるボランティア戦略」に基づいて、ボランティアの募集、研修の運営方法等について具体的に検討し、2018年夏の募集開始に向けた準備を進めていく。
- 「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」の適用支援
Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドラインのIPC承認を踏まえ、東京2020大会が障がいの有無に関わらず、すべての人々にとってアクセス可能でインクルーシブな大会となるよう、国、都、関係自治体、民間施設所有者に向けてガイドラインの内容を丁寧に説明するとともに、ガイドラインの水準に即した環境整備を働きかける。さらに一般公開しているガイドライン及びサポートガイド基礎編に基づき、自主的な環境整備や人材ト

レーニングが幅広い分野において進むよう、より一層の周知を図る。

○ 適切な医療サービス提供に向けた検討

大会期間中に、アスリートをはじめとする大会関係者に対し適切な医療サービスを提供するため、都、国、競技会場が所在する自治体、医療関係団体等と連携・協力し、医療体制の整備を進める。

○ アンチ・ドーピング体制の構築

オリンピック・パラリンピックの大会要件を満たす専用ラボの整備や運営体制の構築について、IOC、IPC、WADA（世界アンチ・ドーピング機構）やJADA（日本アンチ・ドーピング機関）と連携して準備を推進する。

○ テストイベントの実施準備

本大会前に競技運営及び大会運営の能力を高めるために実施するテストイベントの準備を行う。本年は、必要な項目につき効率的かつ効果的にテストを実施すべく、実施時期、方法などにつき検討、準備を進めていく。

（2）パラリンピック競技大会準備の推進

○ パラリンピック特有のニーズへの対応

「平昌 2018 パラリンピック競技大会オブザーバープログラム」、「東京 2020 パラリンピックエクセレンスプログラム」等の機会を活用して、パラリンピックで配慮すべき特有のニーズと対応について理解を深めるとともに、組織横断的に知識を共有する。また、全てのFAがオリンピックからパラリンピックへの移行に関する基本方針を踏まえ、あらゆる面においてパラリンピックの要素を統合的に大会運営計画に織り込むことで、効果的、効率的な大会の実現を図る。

○ パラリンピック準備の体制強化

各FAに設置されたパラリンピック推進責任者を通じ、パラリンピック統括部と各FAの間で定期的な情報共有や全般的な課題の調整を行うとともに、個別課題に対応する横串機能を強化し、パラリンピック準備に万全を期す。

（3）国際的な連携強化・NOC/NPCへの各種サポート

○ IOC、IPCとの連絡調整、オリンピック・パラリンピックファミリーへのサービスの検討

IOC・IPCとの連絡調整を円滑に実施し、IOC調整委員会、IO

Cプロジェクトレビュー、IPCプロジェクトレビュー等を適切に運営する。また、オリンピックファミリー、パラリンピックファミリーへ提供する具体的なサービスの内容について、検討や調整を本格化させる。

○ NOC・NPCへの各種サポート

NOC・NPCの開催都市訪問の受入、ANOC総会や大陸別NOC総会などへの出席を通じて、NOC・NPCと良好な関係を構築しながらNOC・NPCが大会準備を円滑に進められるよう、相互で情報を共有し、支援を行う。また、過去大会の実績や必要な情報を収集しながら、基本原則の項目出しを行い、大会期間中のNOC・NPCの活動をサポートするアシスタントプログラムを策定する。

(4) 最高水準の競技環境の構築

○ 競技団体との連携強化

IOC・IPCとの良好な連携体制を前提としつつ、NFとNF協議会等を通じて相互に理解を深め、協力を得るとともに、IFとの連携をより一層強化し、最高水準の競技環境の構築に向けた協議を継続的に行う。各競技の大会計画及び大会運営において、大会準備のためにIFが来日した際の最適な視察と会議を提供するため、IF Visit Policyに基づき、受入れていく。

○ スポーツマネージャーを中心にアスリートファーストを意識した競技計画の策定

本年7月のIOC理事会における種別、種目の決定を踏まえ、選手が大会期間中にベストパフォーマンスを発揮できるよう、スポーツマネージャーを中心に競技計画をIFやNFと連携を図り策定する。東京の気候特性を考慮した競技日程の計画や路上競技のコース設定、練習会場の準備を進める。

(5) 安全及びセキュリティの確保

○ 警備計画等の策定準備

スポーツの祭典との調和を図りつつ、万全の体制を整えた警備に向けて、機械警備、警備員配置その他関係する事項について調査し、警備ガイドラインV2策定へ向けた取組みを実施する。

○ CSIRTの運用等

サイバー攻撃に対処するため、「CIRT2020」（サイバーインシデント対処

チーム)を運用し、その機能の拡充を図る。

(6) 大会運営に必要なテクノロジーの導入

- 会場基本設計の策定
大会運営に必要なテクノロジー機器の配備計画第1版を策定する。
- 大会で利用する通信環境整備
各種テレコムサービスの大会要件を具体化し基本設計を進める。特に放送用回線については一部会場の整備に着手する。
また、大会で使用する業務用無線サービスの詳細設計を実施する。さらに、関係者が持ち込む無線機器の周波数に関する「周波数要件定義書」を公開するとともに、その調整方法や手続き等の具体的な検討を行う。
- 情報システムの整備及びセキュリティ強化
大会の企画・準備に必要な情報システムの整備及び業務システム基盤整備を行うとともに、情報セキュリティ強化を図る。

2 会場及び施設整備の着実な実施

アスリートが最高のパフォーマンスを発揮できるよう、会場整備を着実に進めるとともに、迅速かつ効率的に快適な移動ができるよう円滑な輸送環境の整備に取り組む。

(1) 会場の整備調整

- オーバーレイ基本設計の完了と調達の準備など着実な会場整備の推進
オーバーレイの基本計画に引き続き、大半の競技会場の基本設計を開始し、完了をめざす。また、入札契約方式やコスト縮減等の検討などにより、今後のオーバーレイ調達を最も効率的で計画的に進められるよう準備を行う。その他、エネルギー供給や照明などの設備整備計画の深度化を図る。
- 非競技会場の整備
選手村や国際放送センターといった非競技会場の整備を着実に進める。
- 有明体操競技場の本体着工
アスリートファーストの観点から、さらに競技運営面に配慮した施設仕様を設計に組み込む。また、国産認証木材の積極的な活用や最高ランクの環境性能評価の認証取得を目指すなど詳細な設計を経て、本体工事に着手する。
- 安全・安心の確保と持続可能性への配慮

会場のアクセシビリティや暑さ対策を考慮することに加え、セキュリティや地震、台風に備えた安全安心な施設設計を行う。また、施設、設備等の再利用や電力、燃料の省エネルギー化の検討など、持続可能性に配慮した会場整備を進める。

(2) 輸送インフラの整備調整

○ 輸送ルート、車両デポの検討等

都及び道県の競技会場を対象として、大会関係者及び観客・スタッフの輸送ルートについて技術的な検討を行うとともに、国、都、各自治体、交通事業者などの関係機関と協議を行う。また、大会で使用するバス・乗用車の管理等を行う車両デポについて、必要となる施設、設備等の整備計画を検討する。

3 大会開催の機運醸成

東京 2020 大会に一人でも多くの方が参画し、大会をきっかけにした成果を未来につなげるため、オリンピックの価値の浸透やオリンピック・パラリンピックの機運醸成を図る。

(1) 大会ビジョン具現化の推進

○ 「アクション&レガシープラン」の展開

東京 2020 大会開催に向けて、一人でも多くの方が参画するアクションを全国で展開し、その成果をレガシーとして未来に継承するため策定したアクション&レガシープランについて、専門委員会の開催や政府や都、各種団体との調整を行いながら、内容を更新する。

○ 「東京 2020 参画プログラム」の展開

東京 2020 参画プログラムを推進するため、応援プログラムの対象を拡大し、本格展開を図る。東京 2020 大会に向けて、開催都市、スポンサー、自治体等、多くの団体を巻き込み、全国各地における参画プログラムの認証アクションを増加させ、大会の機運醸成とレガシー創出に繋げる。

・「東京 2020 文化オリンピアド」の展開

東京 2020 文化オリンピアドについて、実施団体、実施プログラムを更に拡大すべく、関係機関や文化芸術団体等に働きかけ、全国津々浦での展開を図る。

・東京 2020 教育プログラム「ようい、ドン！」の展開

小中高等学校や大学を中心に、教育プログラム「ようい、ドン！」を全

国で展開し、東京 2020 オリンピック・パラリンピック教育実施校の認証対象を東京都内だけでなく、全国の学校（初等・中等教育）に拡大する。

○ 東京 2020 大会マスコットの選考

マスコットの選考方法を検討するため、外部有識者による「マスコット選考検討会議」を設置し、積極的な参加意思を持つ人がチャレンジできる開かれた募集方法を決定する。I O C 及び I P C に選考方法の承認を受け、デザインの公募を開始する。

○ 「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の実施

東京 2020 大会時の入賞メダルの製作において、携帯電話をはじめとした小型家電等から抽出されるリサイクル金属の活用により、原材料となる金・銀・銅を調達する国民参画型のプロジェクトを開始する。

○ 「東京 2020 フェスティバル（仮称）」の検討

東京 2020 参画プログラムの集大成として、東京 2020 大会の直前に実施する東京 2020 フェスティバル（仮称）について、フェスティバルの体系や具体的な仕組みづくりについてWGを設置し、検討を開始する。

○ イノベティブな大会への具現化の推進

東京 2020 大会を最もイノベティブな大会とするため、組織委員会として取り組むべき施策の企画立案を行い、国、都、スポンサー企業と連携して推進する。また、東京 2020 大会のイノベティブな取組みを世界に発信する。

(2) マーケティングを活用したオリンピック・パラリンピックムーブメントの推進

○ 東京 2020 大会に一貫性を持たせるためのブランド戦略の開発

開催都市や開催国の特徴を反映した東京 2020 大会固有のブランド戦略を策定し、2020 年に向けて一貫性のあるデザイン開発とコミュニケーションを行う。

○ 大会ブランドの管理

屋外広告管理とクリーンベニューの考え方や課題について、クリーンベニューポリシーを策定する。また、効果的なブランド保護プログラムを確実にするため、ブランド保護プログラムに向けた法改正に向け、国との調整を図る。

○ スポンサーシッププログラムの推進

I O C、I P C との緊密な連携のもと、適切なカテゴリー及びランク設定に基づいて更なる国内スポンサー獲得を目指すため、今年度からの国

内スポンサーシップセールス (Tier 3) の販売開始に向けたセールス戦略を策定する。また、スポンサーのマーケティング活動を通じて大会への機運を高めるよう、スポンサーの持つ高度な技術やノウハウを活用した大会準備を促進する。

○ ライセンシングプログラムの展開

大会への期待感を醸成するため、ライセンシングプログラムを展開し、優れたライセンシー（大会エンブレム等を付した大会公式商品の製造者）の参加を促していく。

あわせて、大会期間中の会場販売計画を策定するとともに、オフサイトのオフィシャルショップ事業計画を推進する。

○ チケットプログラム構築・推進

大会のすべての会場を満員にするとともに、観客の生涯の記憶に残る、素晴らしい体験を提供できるようなチケットプログラムを構築する。そのため、IOC、IPCや関係FAとの協議、外部関係者等からの意見・情報収集を行いつつ、チケット販売ビジネスプラン、販売戦略を策定した事業計画に基づき、TSP（事業者）を選定し、事業を推進する。

(3) 積極的な広報活動

○ 平昌 2018 大会等を通じ積極的な広報及びエンゲージメントの推進

大会マスコットや聖火リレーの検討、メダルプロジェクトの開始など国民の関心が高いテーマを活用し、効果的な情報発信・広報を推進するとともに、世界の注目が集まる平昌 2018 大会の機会を捉え、スポーツの価値を積極的に発信する。

また、開催 3 年前イベント、1000 日前カウントダウンイベント、フラッグツアー等、都、国、JOC、JPC、JSC等の関係団体やスポンサーと連携したイベント・プロモーション事業の実施を通じ、多くの都民、国民の大会への参加意識を醸成する。

○ デジタルメディアでの迅速かつ適切なコミュニケーションの推進

デジタルメディアの特性である即時性かつ双方向性を生かしたコミュニケーション活動を行うため、デジタルメディア戦略の策定及び新規コンテンツの開発を行う。

4 オールジャパンの協力体制の構築と事務局体制の強化

大会成功という共通の目標の下、関係者が一致団結し、オールジャパン体制

で取り組むとともに、大会開催準備の円滑な業務の推進のため事務局体制の強化を図る。

(1) オールジャパンの協力体制の構築

○ 都、国、全国の自治体等との連携の強化

「関係自治体連絡協議会」など各種会議での具体的な協議により、都、国、競技会場が所在する自治体等、すべての関係機関が一体となって大会開催準備、運営ができる連携、協力体制を強化する。

○ 役割分担の明確化

本番まで3年余りとなる中で、大会準備の円滑かつ着実な準備のためには、都、競技会場が所在する自治体、国、組織委員会の役割分担の明確化が喫緊の課題であり、これに速やかに取り組んでいく。

○ 被災地復興支援

被災地復興支援連絡協議会において、アクション&レガシープランにおける復興支援事業の検討、協議をするとともに、組織委員会及び都、国、スポーツ関係団体等が円滑に事業を推進できるよう調整する。

○ 大学連携活動の推進

連携大学の活動を一層推進するため、東京2020主催イベントの実施や連携大学、学生に東京2020参画プログラムへの参画を促せるような情報発信等の啓発活動を行い、オールジャパン体制で機運醸成を図る。

(2) 事務局体制の強化

○ ガバナンスの推進

今後の大会準備フェーズの変化と組織の拡大に対応するため、経営会議・関係局長会議等を機動的かつ有効的に活用し、意思決定プロセスの明確化・適正化を図る。

また、監査室・法務部の支援を得ながら、コンプライアンスの取組みを強化する。

○ 経営改善の推進

経営企画室のPMO手法や、改革推進室の工程改善「見える化」の取組を通じ、各F Aの課題等を集約し、組織委員会全体の事業の進捗管理と課題管理を行い、経営効率の改善を図る。

○ 人材の確保と育成の推進

大会準備の進展に合わせ、機動的かつ柔軟な人員・組織体制の構築に向けた検討を行い、必要な人員数を精査し、過去大会の経験者など即戦力と

なる人材を確保する。加えて、多様な人材が集まる組織委員会として、大切にしたい価値観を明文化した「Tokyo 2020 Spirit」の浸透と一体感の醸成に向けた各種取組みを推進する。

5 健全な財務基盤の確立

収支の見通しを踏まえ、限られた財源を効率的・効果的に活用し、健全な財務基盤を堅持しながら大会の準備を着実にすすめる。財務面でのガバナンスを強化し、厳格な予算管理を行う。

(1) 収支均衡の財務運営

○ 平成 29 年度予算

組織委員会の財務運営は収支均衡を原則とし、民間資金を柱とする収入の範囲で効率的・効果的に支出を行わなければならない。昨年末に組織委員会の予算計画（V1）をとりまとめたが、積算や役割分担など検討すべき課題も残されている一方、平成 29 年度予算においては、大会準備に遅れを生じさせるわけにはいかないことから、役割分担の決定には至らないものの準備に要する経費を計上しており、暫定的なものとなっている。

○ コスト削減

仮設・オーバーレイなどの経費の一層の削減や、運営計画の具体化に伴う経費の検証、事業の優先順位の明確化、収入の確保など、予算の更なる精査に取り組み、V1 に十分盛り込まれなかった新たな課題などの洗い出しも行いながら、都や国等と緊密に連携し、次の予算計画（V2）に反映させる。

(2) 財務管理・調達体制の構築

○ ガバナンスと厳格な予算管理

4 月から新たに稼動する財務会計システムの運用や予算マネージャーの各局への配置などにより、業務の効率化とあわせ、厳格な予算管理を行う。予算の執行段階においても創意工夫、更なる経費削減を徹底する。

○ 調達体制の整備

最小のコストで最大の効果が得られる調達を実現するため、調達活動が本格化する中、調達活動の公平性、公正性及び透明性を担保するため、調達管理委員会を設置し、調達先及び調達価格の決定を審議し、ガバナンスの強化を図る。

平成29年度 正味財産増減予算書
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 事業収益	63,831,703	9,786,297	73,618,000
マーケティング収益	51,301,703	9,786,297	61,088,000
I O C 分担金	12,530,000	0	12,530,000
② 受取補助金等	0	344,000	344,000
スポーツ振興くじ助成金 (toto)	0	344,000	344,000
経常収益計	63,831,703	10,130,297	73,962,000
(2) 経常費用			
① 事業費用	36,285,359		36,285,359
役員報酬	58,560		58,560
給料手当	927,638		927,638
超過勤務手当	88,965		88,965
法定福利費	349,989		349,989
福利厚生費	23,014		23,014
賞与引当金繰入額	25,500		25,500
会議費	162,138		162,138
渡航費	538,200		538,200
旅費交通費	123,966		123,966
滞在在搬費	358,800		358,800
通信運搬費	416,224		416,224
減価償却費	72,700		72,700
消耗品費	56,145		56,145
印刷製本費	80,298		80,298
光熱水費	13,233		13,233
貸借料	849,568		849,568
広告宣伝費	1,370,385		1,370,385
渉外託問費	257,836		257,836
顧問手数料	14,689,253		14,689,253
支払手数料	34,475		34,475
支払負担金	15,692,272		15,692,272
支査研究費	90,000		90,000
調査研究費	1,500		1,500
雑費	4,700		4,700
② 管理費用		10,130,297	10,130,297
役員報酬		19,690	19,690
給料手当		163,701	163,701
超過勤務手当		15,700	15,700
法定福利費		61,763	61,763
福利厚生費		4,061	4,061
賞与引当金繰入額		4,500	4,500
理事会費		21,986	21,986
委員会議費		5,297	5,297
旅費交通費		21,876	21,876
通信運搬費		73,451	73,451
減価償却費		12,830	12,830
消耗品費		9,908	9,908
光熱水費		2,335	2,335
貸借料		149,924	149,924
保険料		137,000	137,000
渉外託問費		1,348	1,348
顧問手数料		3,220,276	3,220,276
租税公課		297,730	297,730
支払手数料		3,075,900	3,075,900
支査研究費		2,769,224	2,769,224
調査研究費		61,797	61,797
経常費用計	36,285,359	10,130,297	46,415,656
当期経常増減額	27,546,344	0	27,546,344
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	27,546,344	0	27,546,344
一般正味財産期首残高	22,981,864	△ 2,370,900	20,610,964
一般正味財産期末残高	50,528,208	△ 2,370,900	48,157,308
II. 指定正味財産増減の部			
受取負担金	1,844,000	0	1,844,000
当期指定正味財産増減額	1,844,000	0	1,844,000
指定正味財産期首残高	0	300,000	300,000
指定正味財産期末残高	1,844,000	300,000	2,144,000
III. 正味財産期末残高	52,372,208	△ 2,070,900	50,301,308

※借入れ限度額は10億円とする。

資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

- 1 資金調達の見込みについて
なし

- 2 設備投資の見込みについて
有明体操競技場ほか39会場等にかかる建物附属設備等(12,679,511千円)
を予定している。(内訳は、別紙のとおり)

(単位：千円)

	項目	金額
1	分析ラボ構築	627,969
2	施設費（トランスポートデポ、サブハブの整備）	63,450
3	オーバーレイ設計に基づく工事監理	509,025
4	有明体操競技場（運営面）	397,440
5	測量・地盤調査委託	1,437,663
6	仮設・オーバーレイ(選手村32.7億、有明体操競技場20.1億、馬事公苑17.8億ほか37会場)	9,643,964
	総計	12,679,511

29 年度予算の概要（キャッシュベース）

資料 1-4

東京 2020 大会の成功のため、大会運営に向けた準備を本格化させていくために必要な所要額を昨年 12 月に公表した V 1 予算を基に計上。
 他方、役割分担の決定前の暫定的な予算の側面も有しており、引き続き、仮設・オーバーレイ経費の更なる削減、運営計画具体化に伴う経費の
 検証、収入の確保等を行い、V 2 予算に反映させる。

<p>I 収入 758.1 億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業収益 736.2 億円 （マーケティング収益 610.9 億円、IOC 分担金 125.3 億円） ○ 受取補助金等（toto 助成金） 3.4 億円 ○ 受取負担金 18.4 億円 	<p>II 支出 617.9 億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ IOC・IPC への国内スポンサーからの協賛金収入に伴う支払、 JOC・JPC への共同マーケティング活動に伴う支払等 184.6 億円 ○ 人件費・賃借料 27.4 億円 ○ 事業経費 405.9 億円 ※役割分担の協議を踏まえて調整を要する事業の経費 157.2 億円を含む 		
<p>III 事業経費の主な内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>● <u>円滑で安全安心な大会運営に向けた準備 68.6 億円</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際的な連携強化、最高水準の競技環境構築 450 百万円 ○ 選手村の運営に向けた準備 7 百万円 ○ 大会関係者と観客・スタッフの輸送検討 54 百万円 ○ 開閉会式・聖火リレーの検討 62 百万円 ○ 通信環境・情報システムの整備、情報セキュリティ強化 4,638 百万円 ○ 警備計画等の策定準備、CSIRT の運用等 144 百万円 ○ 持続可能性に配慮した運営計画の策定 169 百万円 <p style="text-align: right;">等</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>● <u>会場及び施設整備の着実な実施 23.0 億円</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オーバーレイの設計等 2,234 百万円 ○ エネルギー設備構築の検討等 63 百万円 <p>● <u>大会開催の機運醸成、オールジャパンの協力体制等 61.3 億円</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報、エンゲージメントの推進等 1,142 百万円 ○ 全国展開に向けた取組み等 191 百万円 ○ ブランドの開発・管理 999 百万円 ○ スポンサーシッププログラムの推進等 187 百万円 <p style="text-align: right;">等</p> </td> </tr> </table>		<p>● <u>円滑で安全安心な大会運営に向けた準備 68.6 億円</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際的な連携強化、最高水準の競技環境構築 450 百万円 ○ 選手村の運営に向けた準備 7 百万円 ○ 大会関係者と観客・スタッフの輸送検討 54 百万円 ○ 開閉会式・聖火リレーの検討 62 百万円 ○ 通信環境・情報システムの整備、情報セキュリティ強化 4,638 百万円 ○ 警備計画等の策定準備、CSIRT の運用等 144 百万円 ○ 持続可能性に配慮した運営計画の策定 169 百万円 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>● <u>会場及び施設整備の着実な実施 23.0 億円</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オーバーレイの設計等 2,234 百万円 ○ エネルギー設備構築の検討等 63 百万円 <p>● <u>大会開催の機運醸成、オールジャパンの協力体制等 61.3 億円</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報、エンゲージメントの推進等 1,142 百万円 ○ 全国展開に向けた取組み等 191 百万円 ○ ブランドの開発・管理 999 百万円 ○ スポンサーシッププログラムの推進等 187 百万円 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>● <u>円滑で安全安心な大会運営に向けた準備 68.6 億円</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際的な連携強化、最高水準の競技環境構築 450 百万円 ○ 選手村の運営に向けた準備 7 百万円 ○ 大会関係者と観客・スタッフの輸送検討 54 百万円 ○ 開閉会式・聖火リレーの検討 62 百万円 ○ 通信環境・情報システムの整備、情報セキュリティ強化 4,638 百万円 ○ 警備計画等の策定準備、CSIRT の運用等 144 百万円 ○ 持続可能性に配慮した運営計画の策定 169 百万円 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>● <u>会場及び施設整備の着実な実施 23.0 億円</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オーバーレイの設計等 2,234 百万円 ○ エネルギー設備構築の検討等 63 百万円 <p>● <u>大会開催の機運醸成、オールジャパンの協力体制等 61.3 億円</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報、エンゲージメントの推進等 1,142 百万円 ○ 全国展開に向けた取組み等 191 百万円 ○ ブランドの開発・管理 999 百万円 ○ スポンサーシッププログラムの推進等 187 百万円 <p style="text-align: right;">等</p>		

（注）『正味財産増減予算書』は損益ベースで計算し作成している。

チーフ・セレモニー・オフィサー及びチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサーの選任について

1. チーフ・セレモニー・オフィサー

○ 氏名

中井 元 氏

○ 業務内容

・開閉会式に関すること。

○ 勤務形態

非常勤とする。

平成29年4月1日から着任する。

2. チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー

○ 氏名

坂 明 氏

○ 業務内容

・サイバーセキュリティに関すること。

○ 勤務形態

非常勤とする。

平成29年4月1日から着任する。

チーフ・セレモニー・オフィサー及びチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサーのプロフィール

○チーフ・セレモニー・オフィサー



中井 元（なかい はじめ） 1953年3月9日生

東京大学経済学部、スタンフォード大学経営大学院卒業。1976年、(株)日本興業銀行（現(株)みずほ銀行）入行。同行ニューヨーク営業第一部長兼 IBJ トラストカンパニー社長、執行役員本店営業第五部長を経て、2005年、みずほ証券(株)常務執行役員経営企画グループ長に就任。2007年よりセントラル硝子(株)常務執行役員、取締役常務執行役員、代表取締役専務執行役員を歴任し、2016年より特別顧問。2017年4月1日、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会チーフ・セレモニー・オフィサーに就任予定。

○チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー



坂 明（さか あきら） 1957年8月27日生

東京大学法学部卒業後、1981年、警察庁入庁。警察庁生活安全局生活安全企画課セキュリティシステム対策室長、ハーバード大学国際関係研究所(WCFIA)客員研究員、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長、慶應義塾大学政策・メディア研究科教授、兵庫県警察本部長、北海道警察本部長などを歴任。2014年より日本サイバー犯罪対策センター(JC3)理事。2017年4月1日、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサーに就任予定。

米村敏朗理事の業務執行理事選定について

米村敏朗理事（非常勤）を、平成29年4月1日付けで業務執行理事（常勤）に選定する。

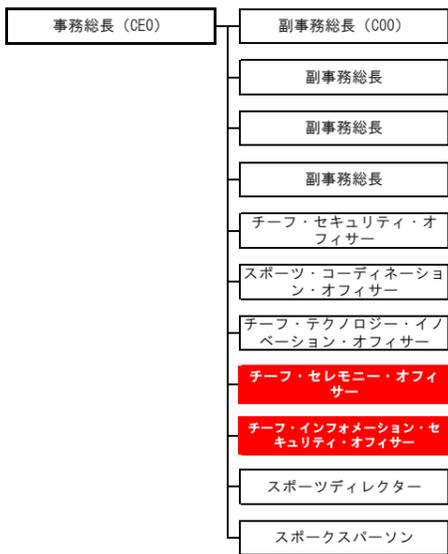
○ 選定理由

大会準備の進展に伴い、テロ・サイバー攻撃等に備えた危機管理機能を一層強化していく必要があるため。

○ 業務執行の範囲

危機管理全般（大会の安全に関する緊急事態への対処及び当該事態の発生を防止するために必要な措置をいう。）に関して、事務総長を補佐し、事務総長に事故があるとき又は事務総長が欠けたときは、その職務を代行する。

役員、特別職



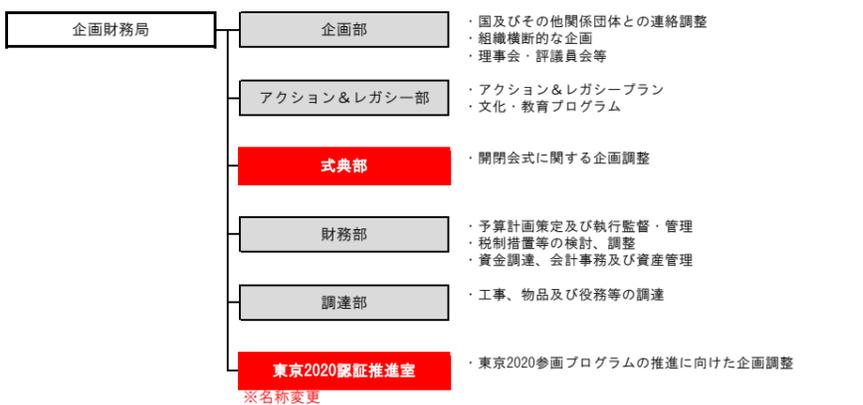
役員室・改革推進室・監査室・経営企画室・イノベーション推進室



総務局

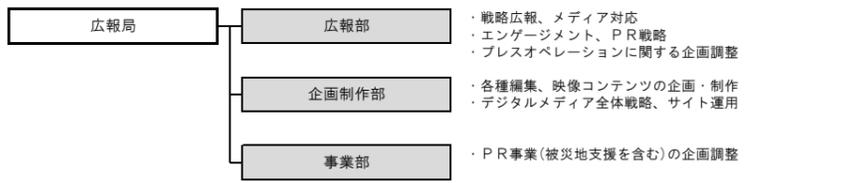


企画財務局

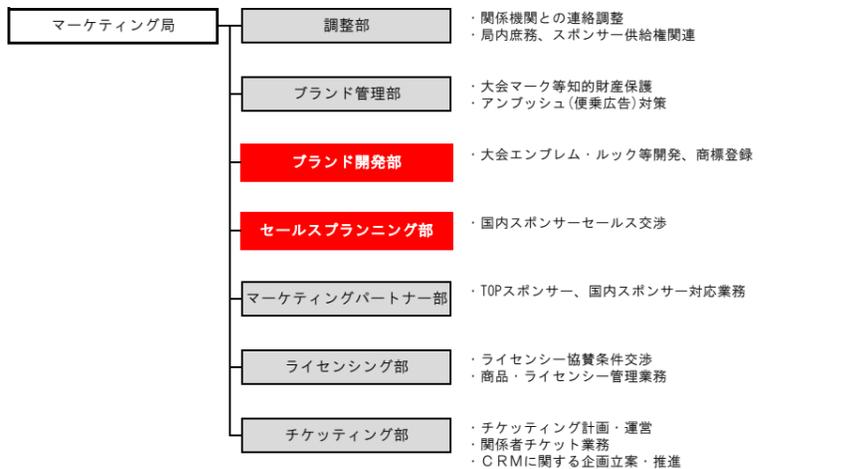


※名称変更

広報局



マーケティング局



国際局



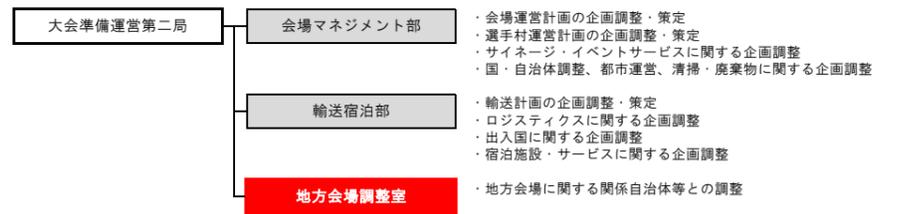
スポーツ局



大会準備運営第一局



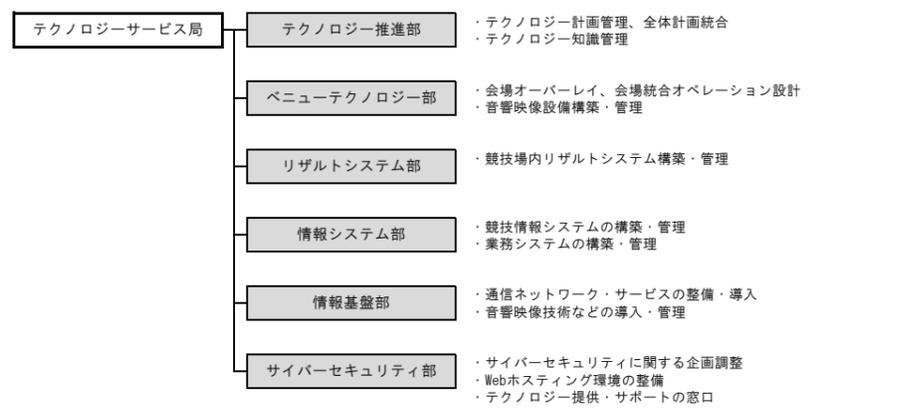
大会準備運営第二局



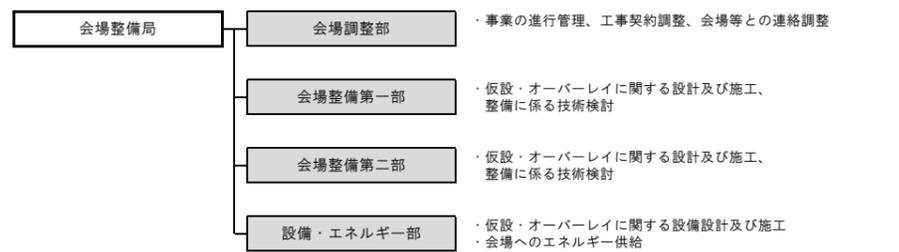
警備局



テクノロジーサービス局



会場整備局



施設整備調整局



今後の人員増加に伴う、オフィスの確保

- 現時点で約800名の職員が在籍しており、次年度末に向けて約1500名に増加する想定
- 現在、虎ノ門近郊のオフィスとして虎ノ門ヒルズ森タワー・三会堂ビル、新宿近郊のオフィスとして都庁舎・新宿パークタワーの計4ヶ所にオフィスを設置
- 次年度に向けて引き続き人員が増加する中で、オフィスについて三会堂ビル・新宿パークタワーを拡張

三会堂ビル



(外観)



(地図)

©ZENRIN(Z16LL第074号)

物件名	三会堂ビル
場所	港区赤坂1-9-13 【最寄】虎ノ門 徒歩5分 【ヒルズから】徒歩7分
フロア面積	約500坪(1階&5階)拡張 / 累計約1,000坪
竣工年月	1967/2(1999/9リニューアル)
事業主	農林水産奨励会

新宿パークタワー



(外観)



(地図)

©ZENRIN(Z16LL第074号)

物件名	新宿パークタワー
場所	新宿区西新宿3-7-1 【最寄】都庁前 徒歩8分 【都庁から】徒歩8分
フロア面積	約500坪(11階)拡張 / 累計約750坪
竣工年月	1994/4
事業主	東京ガス都市開発



持続可能性に配慮した調達コードについて

2017年3月24日

「持続可能性に配慮した調達コード」の検討のあゆみ

- ・2016年 1月:『持続可能性に配慮した調達コード 基本原則』策定
(平成27年 12月18日 理事会決議)
- 【この間、専門家によるWGを5回実施】
- ・2016年 6月:『持続可能性に配慮した木材の調達基準』策定
(平成28年 6月13日 理事会決議)
- 【この間、専門家によるWGを7回実施】
- ・2016年12月:パブリックコメント実施(2週間)
- ・2017年 2月:取りまとめのWG実施
- ・2017年 3月:理事会決定

* テーマに応じて、NGOや関係省庁、事業者団体等からヒアリングを実施。

「持続可能性に配慮した調達コード」の概要

- 組織委員会は、持続可能性に関する取組の一つとして、「持続可能性に配慮した調達コード」を策定・運用することとしており、2016年1月に「基本原則」を公表。
- 調達コードにおいては、持続可能性の観点から全ての物品・サービス等に共通して適用する基準や運用方法を定めるとともに、必要に応じて物品別の個別基準を設定。

	主な項目	内容
共通事項	適用範囲	組織委員会が調達する全ての物品・サービス及びライセンス商品
	調達における持続可能性の原則	組織委員会は、大会に必要な物品・サービス等の調達に当たり、以下の4点を重視する。 ①どのように供給されているのか ③サプライチェーンへの働きかけ ②どこから採り、何を使って作られているのか ④資源の有効活用
	持続可能性に関する基準	組織委員会が調達する物品・サービス等に関して、以下の事項をサプライヤー、ライセンサー、それらのサプライチェーンに求める。 ＜全般＞ 法令遵守 ①労働 児童労働の禁止 等 ＜環境＞ 省エネ、3Rの推進 等 ②経済 公正な取引慣行、地域経済の活性化 等 ＜人権＞ 差別・ハラスメントの禁止 等
	担保方法	調達コードの実効性を確保するための、コミットメント、サプライチェーンへの働きかけ、取組状況の説明、モニタリング、改善措置等について規定
	通報受付窓口	調達コードの不遵守に関する通報を受け付け、対応する仕組み
物品別の個別基準	重要な物品・サービス等やその原材料等については個別に調達基準や確認の実施方法等を設定。 ＜対象＞ 木材(策定済)、農産物、畜産物、水産物(今回策定)、紙(今後検討予定)、パーム油(今後検討予定)	2

「持続可能性に配慮した調達コード」の概要

＜趣旨＞

- 組織委員会は、「持続可能性に配慮した運営計画」を策定し、環境問題のほか、人権・労働問題等にも配慮した大会運営を行う。その実行ツールの1つとして、「持続可能性に配慮した調達コード」を策定・運用。
- 物品やサービスの調達において、(経済合理性のみならず)持続可能性にも配慮した調達を行うことで、
 - ・大会の運営主体としての社会的責任を果たすとともに、
 - ・広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう促していく



レガシー：SDGsが掲げる「持続可能な消費及び生産の形態が確保された社会」の実現



「持続可能性に配慮した調達コード」の概要

<持続可能性に関する基準>

持続可能性への配慮として2つの側面があることを考慮しつつ、各分野の国際的な合意や行動規範等も参考に、持続可能性に関する基準を設定。

(持続可能性に関する基準の内容の例)

分野	ネガティブな影響の防止 〔法令違反等の不適切な事案の防止(マイナスを打ち消す)〕	ポジティブな影響の促進 〔より望ましい社会の構築に向けた取組の促進(プラスを引き上げる)〕
全般	・法令の遵守	
環境	・大気や水質の汚染防止 ・違法に採取された資源の使用禁止	・消費エネルギーの低減(省エネ) ・3Rの推進
人権	・差別やハラスメントの禁止	・女性の社会参加の推進
労働	・児童労働や強制労働の禁止 ・最低賃金の支払い	・ワーク・ライフ・バランスの推進
経済	・反競争的な取引の禁止	・地域経済の活性化

「持続可能性に配慮した調達コード」の概要

<担保方法>

- ・基準が守られるように、契約前後のチェックや改善措置の要求等を実施。
- ・リスクの適切な確認・評価や、そのリスクの高さに応じた対応(デュー・ディリジェンス)を推奨。
- ・1次サプライヤーだけでなく、そのサプライチェーン(2次サプライヤー以降)でも調達コードが守られるように働きかけを求める(モデル条項を検討)。

<通報受付窓口>

- ・調達コードの不遵守に関する通報を受け付ける窓口を設置。
- ・通報を受けた場合は、事実確認の上で解決に向けた対応を行う(詳細な仕組みは今後検討)。



担保方法や通報受付窓口を組み合わせることで、効果的に調達コードの遵守を図る。

「持続可能性に配慮した調達コード」の概要

<物品別の個別基準>

	木材	農産物	畜産物	水産物
要件	<ul style="list-style-type: none"> ①森林関係法令の遵守 ②計画的な森林管理 ③生態系保全への配慮 ④先住民族等の権利への配慮 ⑤労働安全 	<ul style="list-style-type: none"> ①食材の安全 ②環境保全 ③労働安全 	<ul style="list-style-type: none"> ①食材の安全 ②環境保全 ③労働安全 ④アニマルウェルフェア 	<ul style="list-style-type: none"> ①漁業関係法令の遵守 ②資源管理（漁獲） ③漁場環境維持（養殖） ④労働安全
要件への適合を示す方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ FSC、PEFC、SGEC または ・ ①～⑤について確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JGAP Advance、GLOBALG. A. P. または ・ 農水省のGAPガイドライン準拠 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JGAP、GLOBALG. A. P. または ・ GAP取得チャレンジシステム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ MEL、MSC、AEL、ASC または ・ 資源管理計画等も活用し、要件を確認
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象は建設材料、コンクリート型枠合板、家具 ・ 国産品を優先的に選択 ・ サプライヤーは関係書類を保管 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象は生鮮食品及び加工食品 ・ 有機農畜産物、農福連携による農畜産物等を推奨 ・ 国産品を優先的に選択 ・ トレーサビリティのためにサプライヤーは関係書類を保管 		



東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会

持続可能性に配慮した調達コード（第 1 版）

構成（目次）

1. 趣旨
2. 適用範囲
3. 調達における持続可能性の原則
4. 持続可能性に関する基準
5. 担保方法
6. 通報受付窓口
7. 物品別の個別基準
8. その他

別添 1：用語

別添 2：物品別の個別基準

主な参考文献

策定プロセス

改定履歴

1. 趣旨

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という。）は、東京 2020 大会において、「持続可能性に配慮した運営計画」（2017 年 1 月）に基づき、「環境」、「社会」及び「経済」の側面を含む幅広い持続可能性に関する取組を推進する。

その中で、組織委員会は、大会の準備・運営段階の調達プロセスにおいて、大会開催のために真に必要な物品・サービスを調達していくとともに、経済合理性のみならず持続可能性にも配慮した調達を行うことを通じてその社会的責任を果たしていくべきと考えており、その具体を検討するための原則として、「持続可能性に配慮した調達コード 基本原則」（2016 年 1 月）を策定している。

また、この間に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」においても、「持続可能な消費及び生産のパターンを確保する」という目標が設定されているが、東京 2020 大会において持続可能性に配慮した調達に取り組むことは、企業や公共部門における持続可能な慣行の導入・促進を含め、社会全般における消費・生産パターンの変革というレガシーにつながるものである。

この「持続可能性に配慮した調達コード」においては、上記基本原則の下、持続可能性に関わる各分野の国際的な合意や行動規範（「持続可能な開発目標」、「パリ協定」、「世界人権

宣言」、「ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言 (ILO 中核的労働基準を含む)」、「国連グローバル・コンパクト」、「OECD 多国籍企業行動指針」「国連ビジネスと人権に関する指導原則」など)を尊重し、法令遵守を始め、地球温暖化や資源の枯渇などの環境問題や人権・労働問題の防止、公正な事業慣行の推進や地域経済の活性化等への貢献を考慮に入れた調達を実現するための基準や運用方法等を定める。

その上で、組織委員会は、本調達コードの遵守を、サプライヤー、ライセンサー及びサプライチェーンをはじめとする関係者との共同の取組として推進するとともに、SDGs が掲げる持続可能な消費及び生産の形態が確保された社会の実現に向けて、本調達コードと同様の取組が拡大し、デリバリーパートナーやサプライヤーを含め広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけていく。

2. 適用範囲

本調達コードは、組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス商品（以下、「調達物品等」という。）の全てを対象とする。これには、パートナー企業から調達するものを含む。

組織委員会は、サプライヤー及びライセンサーに対し、調達物品等の製造・流通等に関して、調達コードを遵守することを求める。また、組織委員会は、サプライヤー及びライセンサーに対し、それらのサプライチェーンも調達コードを遵守するように働きかけることを求める。

調達コードの遵守やサプライチェーンへの働きかけの方法については、5. 担保方法に規定する方法に従うものとする。

3. 調達における持続可能性の原則

組織委員会は、持続可能性に配慮した大会の準備・運営を実現するため、透明性やデュー・ディリジェンスの概念を含む4つの原則に基づいて持続可能性に配慮した調達を行う。

< 4つの原則 ⁱ>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) どのように供給されているのかを重視する(2) どこから採り、何を使って作られているのかを重視する(3) サプライチェーンへの働きかけを重視する(4) 資源の有効活用を重視する |
|--|

また、組織委員会は、調達総量の抑制に努めるとともに、調達物品等が、選手、大会スタッフ、観客など全ての関係者にとって、安全かつ衛生的であり、また、関係者の宗教的・文化的多様性に十分配慮され、差別・ハラスメントのないものとなるよう留意する。

4. 持続可能性に関する基準

4つの原則を踏まえ、調達物品等に関して、サプライヤー及びライセンサー並びにそれらのサプライチェーン（以下、「サプライヤー等」という。）に求めることを、持続可能性に関する基準として以下のとおり定める。

（1）全般

①法令遵守

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、各国現地法及び国際法を含め、関係する法令等を遵守しなければならない。

②報復行為の禁止

サプライヤー等は、法令違反や差別、調達コード違反等の行為を通報した者に対し、通報したことを理由として報復行為を行ってはならない。

（2）環境

現在、日本国内では環境に関する法令や各種方針・ガイドライン等の整備が進んでいることから、組織委員会の調達においても、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく調達を原則とし、環境負荷低減のために国や東京都等が策定する方針等（国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」や東京都の「東京都グリーン購入推進方針」及び「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等）に定める水準を満たす物品・サービスを求めることとする。

その上で、個別の物品・サービスの環境性能等については、「持続可能性に配慮した運営計画」において定める目標等も踏まえて指定することとする。

また、物品・サービスそのものの性能についてだけでなく、その製造・流通等においても、環境負荷を低減するための配慮がなされるよう求めていく。

①省エネルギー

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における消費エネルギーの低減に取り組む

べきである。その例として、低炭素型原材料の使用、省エネルギー効果の高い設備・物流の導入や建物の断熱化、エネルギー管理システムの導入等が挙げられる。

②低炭素・脱炭素エネルギーの利用

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に関して、CO2 排出係数のより低いエネルギーを使用すべきである。その例として、再生可能エネルギーや天然ガスなど CO2 排出のより少ない燃料等に由来する電気や熱を使用することが挙げられる。

③その他の方法による温室効果ガスの削減

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における温室効果ガスの発生低減に取り組むべきである。その例として、ノンフロン冷媒（自然冷媒）を用いた冷凍冷蔵機器等への代替、オフセット・スキームの活用等が挙げられる。

④3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

サプライヤー等は、調達物品等に関して、汎用品の活用や分離・分解の容易な構造の採用等により、大会後に再使用・再生利用しやすい製品とすべきである。

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通において、再生品や再生資源を含む原材料を利用すべきであり、また、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用のほか、再使用・再生利用ができない場合のエネルギー回収などの方法で資源の有効利用に取り組むべきである。

⑤容器包装等の低減

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、製品自体の容器包装や、製品を詰める箱、輸送用パレットなどの梱包・輸送資材の最小化に取り組むべきである。また、再使用・再生利用しやすい容器包装及び梱包・輸送資材を使用すべきである。

⑥汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、各種環境法令に基づき、大気・水質・土壌等の汚染を防止し、化学物質（製品に含有するものを含む）を適切に管理し、また、廃棄物を適切に処理しなければならない。また、サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、環境や人間の健康への悪影響の回避に取り組むべきである。

⑦資源保全に配慮した原材料の採取

サプライヤー等は、調達物品等に関して、森林・海洋などからの資源を使用する場合には、違法に採取・栽培された資源を使用してはならない。また、サプライヤー等は、調達物品等に関して、資源の保全に配慮して採取・栽培された原材料を使用すべきである。

⑧生物多様性の保全

サプライヤー等は、調達物品等に関して、資源保存や再生産確保のための措置が講じられていない絶滅危惧種の動植物に由来する原材料を使用してはならない。また、サプライヤー等は、原材料の採取・栽培時を含む調達物品等の製造・流通等において、希少な動植物の保全、生物やその生息環境への影響の少ない方法による生産等により、生物多様性や生態系への負荷の低減に取り組むべきである。

(3) 人権

組織委員会は、「このオリンピック憲章の定める権利および自由は、人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない」というオリンピック憲章の理念を強く支持する。また、ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（包摂性）の観点を重視する。

①国際的人権基準の遵守・尊重

サプライヤー等は、調達物品等に関して、人権に係る国際的な基準（特に世界人権宣言、人種差別撤廃条約、自由権規約、社会権規約、拷問等禁止条約、女子差別撤廃条約、児童の権利条約、障害者権利条約、強制失踪条約、人身売買等禁止条約、先住民族の権利に関する国際連合宣言）を遵守・尊重しなければならない。

②差別・ハラスメントの禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分等によるⁱⁱいかなる差別やハラスメントも排除しなければならない。

③地域住民等の権利侵害の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、地域住民等に対する不法な立ち退きの強制や地域の生活環境の著しい破壊等を行ってはならない。

④女性の権利尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、女性の権利を尊重し、女性のエンパワメントや男女共同参画社会の推進、リプロダクティブヘルス・ライツの観点から、女性人材の登用や育児休暇の充実等に配慮すべきである。

⑤障がい者の権利尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、障がい者の権利を尊重し、その経済的・社会的活動への参加を支援するため、障がい者の雇用促進や職場環境のバリアフリー化、障がい者授産製品の使用等に配慮すべきである。

⑥子どもの権利尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、子どもの権利を尊重し、その健全な育成を支援するため、児童労働の禁止のほか、子ども向け製品・サービスの提供の際の安全性の確保や子どもを世話する親・保護者への支援等に配慮すべきである。

⑦社会的少数者（マイノリティ）の権利尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、民族的・文化的少数者、性的少数者（LGBT等）、移住労働者といった社会的少数者（マイノリティ）の人々の権利を、他の人々と同様に尊重し、それぞれの特性に応じたプライバシー保護にも配慮しつつ、これらの人々が平等な経済的・社会的権利を享受できるような支援に配慮すべきである。

（４）労働

労働は、製造・流通等の各段階に関係するものであり、国内外で児童労働や長時間労働、外国人労働者の問題が指摘される中、組織委員会は、適正な労務管理と労働環境の確保を求めていく。また、ワーク・ライフ・バランスの推進も必要である。

①国際的労働基準の遵守・尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、労働に関する国際的な基準（特にILOの提唱する労働における基本的原則及び権利ⁱⁱⁱ（ILO中核的労働基準を含む））を遵守・尊重しなければならない。

②結社の自由、団体交渉権

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者に対して、組合結成の自由及び団体交渉の権利といった労働者の基本権を確保しなければならない。

③強制労働の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、いかなる形態の強制労働もさせてはならず、また、人身取引に関わってはならない。

④児童労働の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、いかなる形態の児童労働もさせてはならない。

⑤雇用及び職業における差別の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者について、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分等による^{iv}雇用や賃金、労働時間その他労働条件の面でのいかなる差別もしてはならない。

⑥賃金

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者に対して、法令で定める最低賃金を支払わなければならない。

サプライヤー等は、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金の支払いに配慮すべきである。

⑦長時間労働の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、違法な長時間労働（労働時間等に関する規定の適用除外となっている労働者については健康・福祉を害する長時間労働）をさせてはならない。

⑧職場の安全・衛生

サプライヤー等は、安全衛生に関する法令等に基づき、安全衛生委員会等の設置やメンタルヘルスケアを含め、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者等にとって身体的・精神的に安全で健全な労働環境・条件を整えなければならない。また、サプライヤー等は、労働者にとって仕事と生活の調和のとれた労働環境の整備に配慮すべきである。

⑨外国人・移住労働者

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等のために自国内で働く外国人・移住労働者（技能実習生を含む。）に対して、旅券等の取上げ、強制帰国、保証金の徴収、賃金の不払い、違法な長時間労働のほか、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（上陸基準省令）に定める不正行為などの不当な労働管理を行ってはならず、法令や行政指導に基づき、当該労働者の理解可能な言語で労働条件を書面で交付しなければならない。また、サプライヤー等は、外国人労働者のあっせん・派遣を受ける場合、当該あっせん・派遣をする事業者が法令に基づく許可を受けているか、外国人労働者の権利を不当に侵害していないか等について確認すべきである。このほか、サプライヤー等は、適切な住環境への配慮、外国人労働者が苦情申入れ・相談を容易に行えるようにするための体制整備や権

限ある労働関係機関との連携にも取り組むべきである。

(5) 経済

近年、事業活動の公正さに対する社会的な関心が高まっている。また、持続可能性は環境、社会、経済という3本柱で構成されるものであり、経済活動・事業活動においてもこの3つが調和することが期待されている。特に、日本経済の基盤を形成する中小事業者も含めて、大会に関連する調達に積極的に取り組むことは、新たな市場の開拓や専門技術の向上等を通じて日本経済の持続的成長に貢献する。さらに、東日本大震災等によって深刻な被害を受けた被災地の復興への配慮も必要である。このため、組織委員会は、公正な事業慣行や地域経済に関する取組についても重視する。

①腐敗の防止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、贈収賄等の腐敗行為に関わってはならない。

②公正な取引慣行

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、独占禁止法や下請法を遵守し、ダンピング、買ったたき、談合等の不公正・反競争的な取引を行ってはならない。

③紛争や犯罪への関与のない原材料の使用

サプライヤー等は、調達物品等の原材料について、武装勢力や犯罪組織の資金源となるなど、紛争や犯罪に関与するものを使用してはならない。

④知的財産権の保護

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、第三者の知的財産権（特許権、著作権、意匠権等）及び営業秘密を侵害してはならない。

⑤責任あるマーケティング

サプライヤー等は、調達物品等のマーケティングにおいて、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）が禁止する不当表示を行ってはならない。また、サプライヤー等は、調達物品等のマーケティングにおいて、差別的または誤解を与える広告を回避し、子どもに悪影響のある広告を制限するなど、消費者や社会に配慮すべきである。

⑥情報の適切な管理

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、個人情報等を法律に基づき取り扱

うとともに、大会に関する業務上知り得た機密事項がサイバー攻撃や内部不正等により外部に漏洩しないよう適切に管理しなければならない。また、サプライヤー等は、情報セキュリティに関するリスクの高さに応じた情報アクセスの管理強化や漏洩防止体制の確立のほか、万が一、情報が外部に漏洩した場合の原因究明・被害収束のための体制確立などの対策に取り組むべきである。

⑦地域経済の活性化

東京大会が求める持続可能性に配慮した調達への参加は、日本の地域・中小事業者が国際的な競争力を高めて活性化し、地域が持続的に発展していく上での有益な経験となる。そのため、組織委員会は、東京都による「ビジネスチャンス・ナビ 2020」の取組等とも連携して、日本国内の事業者による持続可能な調達への取組を後押しする。

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における各種業務の発注や原材料の調達等に関して、ビジネスチャンス・ナビ 2020 も活用し、環境面や社会面にも配慮した日本国内の中小企業・農林水産事業者の受注機会の確保や国産品の利用に配慮すべきである。

5. 担保方法

(1) 調達コードの理解

サプライヤー又はライセンサーとなることを希望する事業者は、組織委員会が別途作成する解説等を参照・活用するなどして、事前に調達コードの内容を確認しなければならない。

(2) 事前のコミットメント

サプライヤー又はライセンサーとなることを希望する事業者は、調達コードの遵守に向けて取り組むことを誓約（コミット）しなければならない。

(3) 調達コードの遵守体制整備

サプライヤー及びライセンサーは、組織委員会との間の契約締結の前後を通じて、自社に関連する持続可能性に関するリスクを適切に確認・評価した上で、そのリスクの高さに応じて、調達コードを遵守するための体制を整備すべきである。

(4) 伝達

サプライヤー及びライセンサーは、組織委員会との間の契約締結の前後を通じて、調達コードの内容を自社の関係する役職員及びサプライチェーンに伝達するために、研修・教育などの適切な措置を講じるべきである。

(5) サプライチェーンへの働きかけ

サプライヤー及びライセンシーは、組織委員会との間の契約締結の前後を通じて、調達コードを遵守した調達物品等の製造・流通等が行われるように、サプライチェーンに対して調達コード又はこれと同様の調達方針等の遵守を求めるなどサプライチェーンに働きかけるべきである。このような働きかけにあたって、サプライヤー又はライセンシーは、自社のサプライチェーンにおける持続可能性に関するリスクを適切に確認・評価した上で、リスクの高いサプライチェーンや分野に関してより重点的に働きかけを行うべきである。

サプライヤー及びライセンシーは、サプライチェーンへの働きかけにあたっては、共存共栄の理念に基づき、サプライチェーンとの共同の取組として調達コードの遵守を推進できるように、サプライチェーンとのコミュニケーションを重視すべきである。

サプライヤー及びライセンシーは、サプライチェーンへの働きかけやコミュニケーションを確実にするため、サプライチェーンとの間の契約に、組織委員会が別途作成するサステナビリティ条項のモデル条項又はこれに類似する条項を挿入することを検討すべきである。

(6) 取組状況の記録化

サプライヤー及びライセンシーは、組織委員会との間の契約締結の前後を通じて、サプライチェーンへの働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況を、組織委員会の求めがある場合にいつでも提供できるように、可能な限り十分記録化すべきである。

サプライヤー及びライセンシーは、特に調達物品等を製造（組立・仕上段階）及び保管する施設（当該施設がサプライチェーンのものである場合を含む。）の名称及び所在地について、組織委員会の求めがある場合に提供できるようにしておかなければならない。また、当該施設に関連するその他の情報についても、組織委員会の求めがある場合にできる限りこれを提供できるような体制を検討すべきである。

(7) 取組状況の開示・説明

サプライヤー又はライセンシーとなることを希望する事業者は、サプライチェーンへの働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況（取り組むことを予定しているものを含む）について、組織委員会が調達物品等の種類や規模等を踏まえて指定する方法により開示・説明しなければならない。また、契約締結後においても、サプライヤー及びライセンシーは、取組状況について、組織委員会の求めに応じて開示・説明しなければならない。

(8) 遵守状況の確認・モニタリング

組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーとの間の契約締結の前後を通じて、持続可能性に関するリスクの高さに応じて必要があると認めるときは、サプライヤー等の

調達コードの遵守状況に関し、確認・モニタリングを実施する。

サプライヤー及びライセンシーは、当該確認・モニタリングに協力しなければならない。上記確認・モニタリングの結果さらなる調査が必要と認める場合、組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーに対し、組織委員会が指定する第三者による監査の受け入れを求めることがある。サプライヤー及びライセンシーは、組織委員会がサプライチェーンにおける調達コードの遵守状況を確認・モニタリングし、または監査の受け入れを求める場合についても、これに可能な限り協力しなければならない。

(9) 改善措置

サプライヤー及びライセンシーに調達コードの不遵守があることが判明した場合、組織委員会は、当該サプライヤー及びライセンシーに対し改善措置を要求し、一定期間内に改善計画書を提出することを求める。この場合、サプライヤー及びライセンシーは、当該期間内に、改善計画書を提出した上、組織委員会から承認された計画書に従って、改善に取り組み、その結果を組織委員会に報告しなければならない。

サプライチェーンにおける調達コードの不遵守が判明した場合、サプライヤー及びライセンシーは、組織委員会の求めに応じ、サプライチェーンに対する改善要求の働きかけに協力しなければならない。

組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーが調達コードの重大な不遵守があるにもかかわらず適切に改善に取り組んでいないと認められる場合、契約を解除することができる。ただし、サプライヤー及びライセンシーのサプライチェーンにおける調達コードの不遵守に関しては、サプライヤー及びライセンシーが本調達コードの規定及び組織委員会の要請に基づきサプライチェーンに対し適切な働きかけを行っている限り、契約解除の対象とはならない。

6. 通報受付窓口

組織委員会は、調達コードの不遵守に関する通報（調達コードの不遵守又はその疑いを生じ得る事実をその内容とするもの。以下、単に「通報」という。）を受け付け、これに適切に対応するため、通報受付窓口を設置する。

組織委員会は、通報を受けた場合、当該通報の対象となっているサプライヤー等に対して事実確認を求めるほか、調達コードの不遵守又はその疑いがあると認められる場合等には、必要に応じて、前記5に定める改善措置の要求等を行い、またはサプライヤー等と関係するステークホルダーとの間のコミュニケーションの促進等を図ることも含め、それらが解決するよう必要な対応を行う。

通報の受付手続及びその対応等の詳細については、組織委員会が別途定める。

7. 物品別の個別基準

以下のものについては、4～6が適用されるほか、それぞれ別添の調達基準が適用される。

- ・ 木材（別添2-1）
- ・ 農産物（別添2-2）
- ・ 畜産物（別添2-3）
- ・ 水産物（別添2-4）
- ・ 紙（仮）（2017年度以降検討予定）
- ・ パーム油（仮）（2017年度以降検討予定）

8. その他

組織委員会は、東京都及び政府機関等に対して、本大会関係で調達する物品・サービスにおいて、調達コードを尊重するよう働きかける。

組織委員会は、透明性の観点からも、持続可能性に配慮した調達の実施状況について公表する。また、PDCAの考え方に則り、調達コードの必要な改定を適宜行うこととする。

サプライヤー等には、本調達コードで規定する事項に留まらず、社会における最新の課題やニーズを的確に把握し、持続可能性の一層の向上に取り組むことが期待される。

i 4つの原則の内容については、「持続可能性に配慮した調達コード 基本原則」（2016年1月）の文書を参照（<https://tokyo2020.jp/jp/games/sustainability/data/sus-principles-JP.pdf>）

ii, iv 肌の色、言語、政治的その他の意見、国または社会のルーツ、財産を理由とする場合を含む。

iii 労働における基本原則及び権利に関するILO宣言とそのフォローアップ（1998年）において提唱された4つの基本的権利に関する原則（①結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認、②あらゆる形態の強制労働の撤廃、③児童労働の実効的な廃止、④雇用及び職業における差別の撤廃）を指す。

v 持続可能性に関するリスクを適切に確認・評価し、これに対処するに当たっては、国連のビジネスと人権に関する指導原則が企業に対して求める人権デュー・ディリジェンスの手法も参考となる。

別添1 用語

本文書における用語の意味は以下のとおりとする。

用語	意味
物品・サービス	工事、建築資材・副資材、設備・備品・消耗品、各種サービス等
ライセンス商品	組織委員会とのライセンス契約に基づいて、ライセンシーによって製造・販売等される物品
サプライヤー	組織委員会が契約を締結する物品・サービスの提供事業者（1次サプライヤー）
ライセンシー	大会エンブレム等を用いた公式ライセンス商品を製造・販売等する事業者
デリバリーパートナー	計画策定や大会開催に向けて、財政その他の支援を行う、政府や地方公共団体、民間機関
サプライチェーン	原材料の採取を含め、サプライヤー・ライセンシーに供給するまでの製造や流通等の各段階を担う事業者（2次サプライヤー、3次サプライヤーなど）
パートナー企業	IOC 並びに東京 2020 のスポンサーシッププログラムに基づき、東京 2020 大会の運営等に不可欠な専門的ノウハウ、商品・サービス及び資金を提供する企業
製造・流通等	組織委員会への納品・サービス提供またはライセンス商品の販売等までの、国内外における、原材料の採取、製造、建設、流通、運営などのプロセス。（持続可能性の観点からは、原材料採取から廃棄に至るまでのライフサイクル（またはバリューチェーン）全体を通じた視点も重要であるが、調達コードが対象とする範囲の明確化の観点から、組織委員会への納品・サービス提供までとする。）
デュー・ディリジェンス	企業活動における法令違反や人権侵害等の負のリスクや影響を評価した上で、その結果を踏まえた対策を講じ、さらにその効果について検証する継続的なプロセス
女性のエンパワメント	女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつこと。
リプロダクティブヘルス・ライツ	性と生殖に関する健康と権利。子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができる基本的権利。

ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のとれた状態。国内では、「女性の職業生活における活躍に関する法律」(平成 27 年法律第 64 号)の施行を受け、国等においてワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する調達等の取組が進められている。
--------------	--

主な参考文献

○国際的な合意・行動規範関連

- ・持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（持続可能な開発目標（SDGs））
- ・パリ協定
- ・世界人権宣言
- ・ILO 中核的労働基準
- ・ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言
- ・労働における基本原則及び権利に関する ILO 宣言とそのフォローアップ
- ・OECD 多国籍企業行動指針
- ・国連ビジネスと人権に関する指導原則
- ・あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）
- ・市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）
- ・経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）
- ・拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）
- ・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）
- ・児童の権利に関する条約（児童の権利条約）
- ・障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）
- ・強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）
- ・人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約（人身売買等禁止条約）
- ・先住民族の権利に関する国際連合宣言

○オリンピック・パラリンピック関連

- ・オリンピック憲章
- ・オリンピック・アジェンダ 2020
- ・ロンドン 2012 持続可能な調達コード
- ・ロンドン 2012 フードビジョン
- ・リオ 2016 持続可能なサプライチェーンガイド
- ・リオ 2016 テイスト・オブ・ザ・ゲームズ

○その他の国際的なイニシアティブ・規格等

- ・国連グローバル・コンパクト
- ・子どもの権利とビジネス原則
- ・ISO20121:2012 イベントの持続可能性に関するマネジメントシステム—要求事項と利用手引
- ・ISO26000:2010 社会的責任に関する手引

- ・ ISO20400（ドラフト） 持続可能な調達一引

策定プロセス

組織委員会では、主に、環境や人権、労働、CSR等の専門家で構成するワーキンググループにおいて調達コードの検討を行った。

検討に当たっては、テーマに応じて、NGOや政府機関、認証制度のスキームオーナー、事業者団体等からのヒアリングを行うとともに、パブリックコメントを複数回実施し、多様な者の意見・インプットを反映できるように努めた。

ワーキンググループ等の委員や議論の詳細については、組織委員会のホームページ (<https://tokyo2020.jp/jp/games/sustainability/>) で公表している。

改定履歴

2016年6月13日	「持続可能性に配慮した木材の調達基準」策定
2017年3月24日	「持続可能性に配慮した調達コード（第1版）」策定（「持続可能性に配慮した農産物・畜産物・水産物の調達基準」を含む。また、「持続可能性に配慮した木材の調達基準」の改定と調達コードへの編入を含む。）

(別添2-1)

組織委員会が調達する物品・サービス等に使用される木材については、「持続可能性に配慮した調達コード」が適用されるほか、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

持続可能性に配慮した木材の調達基準

1. 本調達基準の対象は以下の木材とする。
 - ア 建設材料として使用する製材、集成材、直交集成板、合板、単板積層材、フローリング
 - イ 建設に用いられるコンクリート型枠合板
 - ウ 家具に使用する木材（製材端材や建設廃材等を再生利用するものを除く）
2. 組織委員会は、木材について、持続可能性の観点から以下の①～⑤が特に重要と考えており、これらを満たす木材の調達を行う。なお、コンクリート型枠合板については再使用の促進に努め、再使用する場合でも①～⑤を満たすことを目指し、少なくとも①は確保されなければならない。
 - ①伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令等に照らして手続きが適切になされたものであること
 - ②中長期的な計画又は方針に基づき管理経営されている森林に由来すること
 - ③伐採に当たって、生態系の保全に配慮されていること
 - ④伐採に当たって、先住民族や地域住民の権利に配慮されていること
 - ⑤伐採に従事する労働者の安全対策が適切に取られていること
3. FSC^{注1}、PEFC^{注2}、SGEC^{注3}による認証材については、上記2の①～⑤への適合度が高いものとして原則認める。
4. 上記3の認証材でない場合は、上記2の①～⑤に関する確認が実施された木材であることが別紙1に示す方法により証明されなければならない。
5. サプライヤーは、上記3または4に該当する木材を選択する上で、国内林業の振興とそれを通じた森林の多面的機能の発揮等への貢献を考慮し、国産材を優先的に選択すべきである。

6. サプライヤーは、使用する木材について、上記3の認証及び4の証明に関する書類を5年間保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。

注1 : Forest Stewardship Council (森林管理協議会)

注2 : Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes

注3 : Sustainable Green Ecosystem Council (緑の循環認証会議)

別紙1（認証材以外の証明方法）

持続可能性に配慮した木材の調達基準（以下「調達基準」という。）の4については以下のとおりとする。

- (1) 調達基準2の①の確認については、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠した合法性の証明によって行う。なお、コンクリート型枠合板の合法性の証明については、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成28年2月2日変更閣議決定）における「合板型枠」と同様の扱いとする。
- (2) 調達基準2の②～⑤については、国産材の場合は森林所有者、森林組合又は素材生産事業者等が、輸入材の場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的な方法に基づいて以下の確認を実施し、その結果について書面に記録する。
 - ②：当該木材が生産される森林について、森林経営計画等の認定を受けている、あるいは、森林所有者等による独自の計画等に基づき管理経営されていることを確認する。
 - ③：当該木材が生産される森林について、希少な動植物がいる場合にはその保全を考慮した伐採作業等を行っていることを確認する。
 - ④：当該木材が生産される森林について、先住民族や地域住民からの苦情・要請等がある場合には、これを受け付け、誠実に対応していることを確認する。
 - ⑤：当該木材の伐採に従事する労働者に対して、安全衛生に関する教育を行い、適切な安全装備を着用させていることを確認する。
- (3) 各事業者は、直近の納入先に対して、上記（2）の確認が実施された木材であることを証明する書類（証明書）を交付し、それぞれの納入ごとに証明書の交付を繰り返すことにより証明を行う。
- (4) 型枠工事事業者は、コンクリート型枠合板を再使用する場合については、すでに使用されたものである旨を書面により証明しなければならない。
- (5) 各事業者は、当該木材についての入出荷の記録や証明書を含む関係書類を5年間保存しなければならない。

(別添2-2)

組織委員会が提供する飲食サービスに使用される農産物については、「持続可能性に配慮した調達コード」が適用されるほか、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

持続可能性に配慮した農産物の調達基準

1. 本調達基準の対象は、農産物の生鮮食品（※）及び農産物を主要な原材料とする加工食品とする。

サプライヤーは、生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である農産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。

※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた農産物に該当するもの：農産物の生鮮食品には米穀、麦類、雑穀、豆類、野菜、果実、その他の農産食品（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結したものを含む。）、きのこ類、山菜類及びたけのこが含まれる。

2. サプライヤーは、農産物について、持続可能性の観点から以下の①～③を満たすものの調達を行わなければならない。

①食材の安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

②周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

③作業者の労働安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

3. JGAP Advance または GLOBALG.A.P.の認証を受けて生産された農産物については、上記2の①～③を満たすものとして認める。このほか、上記2の①～③を満たすものとして組織委員会が認める認証スキームによる認証を受けて生産された農産物についても同様に扱うことができるものとする。

4. 上記3に示す認証を受けて生産された農産物以外を必要とする場合は、上記2の①～③を満たすものとして、農林水産省作成の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産され、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けていることが示されなければならない。

5. 上記2に加えて、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、環境面の配慮が特に優れたものとして、有機農業により生産された農産物が推奨される。また、障がい者が主体的に携わって生産された農産物、世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物が推奨される。
6. サプライヤーは、上記2を満たす農産物を選択する上で、国内農業の振興とそれを通じた農村の多面的機能の発揮や、輸送距離の短縮による温室効果ガス排出の抑制等への貢献を考慮し、国産農産物を優先的に選択すべきである。
7. サプライヤーは、海外産の農産物で、上記2を満たすことの確認が困難なものについては、フェアトレードの取組によるもの等、組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。
8. サプライヤーは、トレーサビリティの確保のため、使用する農産物について、上記3～7に該当するものであることを示す書類を東京 2020 大会終了後から1年が過ぎるまでの間保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。

(別添2-3)

組織委員会が提供する飲食サービスに使用される畜産物については、「持続可能性に配慮した調達コード」が適用されるほか、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

持続可能性に配慮した畜産物の調達基準

1. 本調達基準の対象は、畜産物の生鮮食品（※）及び畜産物を主要な原材料とする加工食品とする。

サプライヤーは、生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である畜産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。

〔※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた畜産物に該当するもの：畜産物の生鮮食品には食肉、乳、食用鳥卵、その他の畜産食品（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。）が含まれる。〕

2. サプライヤーは、畜産物について、持続可能性の観点から以下の①～④を満たすものの調達を行わなければならない。

- ①食材の安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ②環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③作業者の労働安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ④快適性に配慮した家畜の飼養管理のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針^{注1}に照らして適切な措置が講じられていること。

3. JGAP^{注2}またはGLOBAL G.A.P.による認証を受けて生産された畜産物については、上記2の①～④を満たすものとして認める。このほか、上記2の①～④を満たすものとして組織委員会が認める認証スキームによる認証を受けて生産された畜産物についても同様に扱うことができるものとする。

4. 上記3に示す認証を受けて生産された畜産物以外を必要とする場合は、上記2の①～④を満たすものとして、「GAP 取得チャレンジシステム」^{注3}に則って生産され、第三者により確認を受けていることが示されなければならない。
5. 上記2に加えて、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、環境面の配慮が特に優れたものとして、有機畜産により生産された畜産物が推奨される。また、農場 HACCP の下で生産された畜産物、エコフィードを用いて生産された畜産物、放牧畜産実践農場で生産された畜産物や障がい者が主体的に携わって生産された畜産物が推奨される。
6. サプライヤーは、上記2を満たす畜産物を選択する上で、国内畜産業の振興とそれを通じた農村の多面的機能の発揮や、輸送距離の短縮による温室効果ガス排出の抑制等への貢献を考慮し、国産畜産物を優先的に選択すべきである。
7. サプライヤーは、海外産の畜産物で、上記2を満たすことの確認が困難なものについては、組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。
8. サプライヤーは、トレーサビリティの確保のため、使用する畜産物について、上記3～7に該当するものであることを示す書類を東京 2020 大会終了後から1年が過ぎるまでの間は保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。

注1 アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針は、(公社) 畜産技術協会が専門家による議論を経て策定しているもので、OIE (国際獣疫事務局) の規約 (コード) の策定や改正に合わせて、随時改訂されているもの。

注2 JGAP については、農場運営、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、人権の尊重にアニマルウェルフェアを加えた畜産物の総合的な GAP として、一般財団法人日本 GAP 協会が平成 29 年度より運用開始予定のもの。

注3 GAP 取得チャレンジシステムについては、農林水産省の補助事業により実施するものであり、JGAP 取得を推進するため、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準、畜産物の生産衛生管理ハンドブック、アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針、環境と調和のとれた農業生産活動規範の各チェックシートをベースに、JGAP 取得につながる取組・項目をリスト形式で提示し、生産者が自己点検した内容を第三者 (事業実施主体) によって確認するもので、平成 29 年度より運用開始予定のもの。

(別添2-4)

組織委員会が提供する飲食サービスに使用される水産物については、「持続可能性に配慮した調達コード」が適用されるほか、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

持続可能性に配慮した水産物の調達基準

1. 本調達基準の対象は、水産物の生鮮食品（※）及び水産物を主要な原材料とする加工食品とする。

サプライヤーは、生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である水産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。

※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた水産物に該当するもの：水産物の生鮮食品には魚類、貝類、水産動物類、海産ほ乳動物類、海藻類が含まれる（ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身（盛り合わせたものを除く。）、むき身、単に凍結させたもの及び解凍したものと並びに生きたものを含む。）

2. サプライヤーは、水産物について、持続可能性の観点から以下の①～④を満たすものの調達を行わなければならない。

- ①漁獲又は生産が、FAO（国際連合食糧農業機関）の「責任ある漁業のための行動規範」や漁業関係法令等に照らして、適切に行われていること。
- ②天然水産物にあつては、科学的な情報を踏まえ、計画的に水産資源の管理が行われ、生態系の保全に配慮されている漁業によって漁獲されていること。
- ③養殖水産物にあつては、科学的な情報を踏まえ、計画的な漁場環境の維持・改善により生態系の保全に配慮するとともに、食材の安全を確保するための適切な措置が講じられている養殖業によって生産されていること。
- ④作業者の労働安全を確保するため、漁獲又は生産に当たり、関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

3. MEL、MSC、AEL、ASCによる認証を受けた水産物については、上記2の①～④を満たすものとして認める。このほか、GSSI（Global Sustainable Seafood Initiative）による承認も参考にして、FAOのガイドライン^注に準拠したものとして組織委員会が認める水産エコラベル認証スキームにより認証を受けた水産物も、上記2の①～④を満たすものとして同様に扱うことができるものとする。

4. 上記3に示す認証を受けた水産物以外を必要とする場合は、以下のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 資源管理に関する計画であって、行政機関による確認を受けたものに基づいて行われている漁業により漁獲され、かつ、上記2の④について別紙に従って確認されていること。
- (2) 漁場環境の維持・改善に関する計画であって、行政機関による確認を受けたものにより管理されている養殖漁場において生産され、かつ、上記2の④について別紙に従って確認されていること。
- (3) 上記3に示す認証取得を目指し、透明性・客観性をもって進捗確認が可能な改善計画に基づく漁業・養殖業により漁獲または生産される場合を含め、上記2の①～④を満たすことが別紙に従って確認されていること。

5. サプライヤーは、上記2を満たす水産物を選択する上で、国内水産業の振興とそれを通じた漁業・漁村の多面的機能の発揮等への貢献を考慮し、国産水産物を優先的に選択すべきである。

6. サプライヤーは、海外産の水産物で、上記2を満たすことの確認が困難なものについては、組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づいて漁獲または生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。

7. サプライヤーは、トレーサビリティの確保のため、使用する水産物について、上記3～6に該当するものであることを示す書類を東京 2020 大会終了後から1年が過ぎるまでの間保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。

- 注：・ Guidelines for the Ecolabelling of Fish and Fishery Products from Marine Capture Fisheries. Revision 1. (2009)
- ・ Guidelines for the Ecolabelling of Fish and Fishery Products from Inland Capture Fisheries. (2011)
 - ・ Technical guidelines on aquaculture certification. (2011)

別紙（４の（１）～（３）に関する確認方法）

持続可能性に配慮した水産物の調達基準（以下「調達基準」という。）の４の（１）～（３）については以下のとおりとする。

調達基準２の①～④については、国産水産物の場合は漁業者または漁業者の所属する漁業協同組合等が、輸入水産物の場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的な方法に基づいて以下の確認を実施し、その結果について書面に記録する。

- ①：当該水産物の漁獲または生産が次の全てに該当することを確認する。
 - ・ FAO の「責任ある漁業のための行動規範」に準拠している。
 - ・ 国内法令に基づき、当該漁業を営むために必要な免許、許可等を管理当局（国、地方政府）から受け、操業区域、操業期間、漁具・漁法、漁獲量、漁獲物等に係る規制を遵守している。
 - ・ 国際的な管理が行われている漁業にあつては、地域漁業管理機関の定める資源管理措置を遵守している。

- ②：当該天然水産物が次の全てに該当する漁業によって漁獲されていることを確認する。
 - ・ 科学的な情報を踏まえた資源管理の目標を設定し、それを達成するための措置（漁獲対象とする資源の状況に応じた休漁、体長制限、漁具規制等）を計画的に実施している。
 - ・ 非対象種や小型魚等の混獲を減らすための取組を行っている。

- ③：当該養殖水産物が次の全てに該当する養殖業によって生産されていることを確認する。
 - ・ 水質、底質等に養殖漁場環境の改善目標を設定し、それを達成するための措置（漁場環境のモニタリング、養殖生産に関する記録の保持、餌飼料の適正使用、飼育密度又は活込数量の制限等）を計画的に実施している。
 - ・ 水産医薬品以外の薬品の使用を禁止し、水産医薬品については、使用禁止期間等、法令を遵守し適正に使用している。

- ④：当該水産物の漁獲または生産に当たり、関係法令等に照らして適切に次の措置が講じられていることを確認する。
 - ・ 安全作業のための服装や保護具が着用され、作業後は適切に保管されている。
 - ・ 表示板設置、定期的な休憩等による作業環境の改善が行われている。
 - ・ 機械・器具等の安全装備等の確認、使用前点検、適切な使用及び使用後の整備・保管が行われている。
 - ・ 化学薬品・燃料等は適切に保管または廃棄処理されている。



第6回IOCプロジェクトレビューについて

2017年3月24日

1

会議の概要

- 1 開催日 平成29年3月1日（水）、2日（木）
- 2 場所 虎ノ門オフィス9階 Tokyo1-2
- 3 出席者

IOC側 コーツIOC副会長・調整委員会委員長、ギラディ同副委員長、
デュビ 大会エグゼクティブディレクター ほか

東京側 森会長、遠藤会長代行、
河野副会長、竹田副会長、
山脇副会長、山本副会長、
武藤事務総長、布村副事務総長、
佐藤副事務総長、坂上副事務総長
古宮副事務総長、
東京都、JOC、JPC、政府、JSC ほか



2

TOKYO 2020

会議の概要（続き）

4 内 容 東京大会の進捗についてのプレゼン及び質疑応答 等

<3月1日（水）のテーマ>

スポーツ / テストイベント / アーバンクラスター計画 / 会場 /
テクノロジー / チケット＆ホスピタリティ / 持続可能性 /
ブランド、アイデンティティ&ルック / エンゲージメント / レガシー /
宿泊 / 観客の経験

<3月2日（木）のテーマ>

NOCサービス / 選手村 / コミュニケーション / 人材管理

(以上16テーマ)

コーチ委員長からのコメント（要旨）

- ・ 森会長および武藤総長のもとで素晴らしい進捗が遂げられている。
- ・ 我々は、個別具体の分野について調整を行う段階に突入した。
会議では、スポーツ、選手村、レガシー、テストイベント、持続可能性、
NOCサービスなど、様々な分野について説明を聞いた。
準備の質の高さに非常に感服している。
- ・ 大会準備の中間地点に到達し、
あと3年半、これから本格的にフル回転
しなくてはならない。





IOC理事会について

2017年3月24日

1

会議の概要

- 1 開催日 2017年3月16日（木）～17日（金）
※ 東京のプレゼンは3月17日
- 2 場 所 平昌（韓国）
- 3 東京側出席者
森会長、竹田副会長・IOC委員、
武藤総長、中村CFO、小野スポークスパーソン、
村里局長、室伏局長

2

TOKYO 2020

会議の概要（続き）

4 内 容 東京大会の進捗についてのプレゼン及び質疑応答 等

スポーツ / 会場整備 / NOCサービス /
ボランティア戦略 / ブランド戦略（マスコット委員会） /
エンゲージメント

5 野球・ソフトボール競技会場

2016年12月のIOC理事会で承認された、主会場の「横浜スタジアム」に加え、今回、「福島あづま球場」をIOC理事会に提案し、承認を得た。



開閉会式の検討状況について

2017年3月24日

<東京2020有識者懇談会について>

1 設置目的

東京2020大会の開閉会式を含め、東京2020大会において日本と東京をどうアピールしていくか、東京2020大会の歴史的・社会的意義をどこに見出していくか等について、大所高所からご助言を頂く。

2 検討・助言内容

- ①東京大会における日本と東京のアピールポイント、大会の歴史的・社会的意義
- ②開閉会式における演出に関する基本的な方針・方向性の検討
- ③総合監督など演出に関わる者の選定
- ④制作体制（制作会社等）の選定に関する助言
- ⑤その他開閉会式に関する事に対する助言

※具体的演出案の検討は行わない。

3 構成

別紙参照。

東京2020有識者懇談会名簿

役職	氏名	所属等
座長	みたらい 御手洗 富士夫	東京2020組織委員会名誉会長 キャノン株式会社代表取締役会長 CEO
構成員	あおやぎ 青柳 まさのり 正規	東京2020文化・教育委員会委員長/東京大学名誉教授
	いとう 伊藤 じょういち 穰一	MITメディアラボ所長/マサチューセッツ工科大学教授
	おぐら 小倉 かずお 和夫	公益財団法人日本財団パラリンピックサポートセンター理事長
	おびなた 大日方 くにこ 邦子	一般社団法人日本パラリンピアンズ協会副会長
	さわ 澤 かずき 和樹	東京藝術大学学長/ヴァイオリニスト
	その 曾野 あやこ 綾子	作家
	たなか 田中 ゆうこ 優子	法政大学総長/江戸文化研究者
	デービッド・アトキンソン	株式会社小西美術工藝社 代表取締役社長
	みくりや 御厨 たかし 貴	東京大学名誉教授/政治学者
	みやけ 三宅 よしのぶ 義信	ウエイトリフティング 1964 東京大会・1968 メキシコシティー大会金メダリスト
	むろふし 室伏 きみ子	お茶の水女子大学長

(平成29年3月24日時点)

(五十音順、敬称略)



選手村の会場コンセプト計画及びマスタープランVer.1 について

2017年3月24日

【報告事項】

選手村の会場コンセプト計画及びマスタープランVer.1について

【概要】

○会場コンセプト計画（提出は1回）

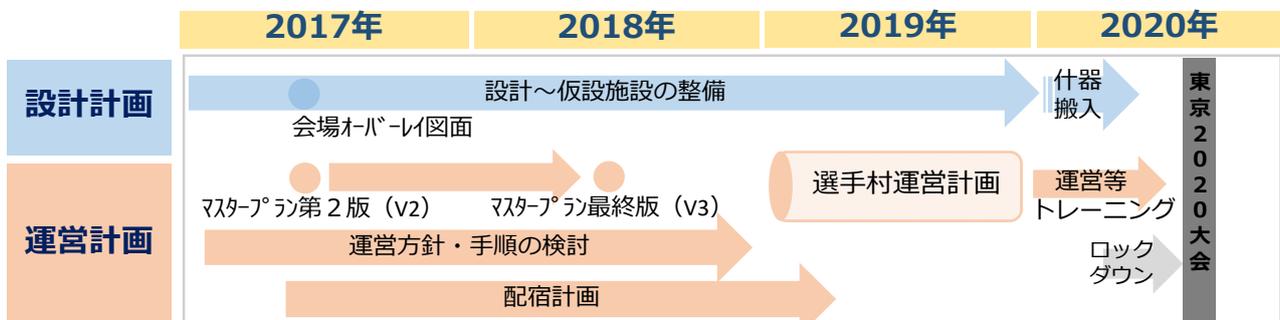
現時点での施設計画や動線に関するコンセプトをまとめた計画

⇒設計計画

○マスタープラン（V1-V3）

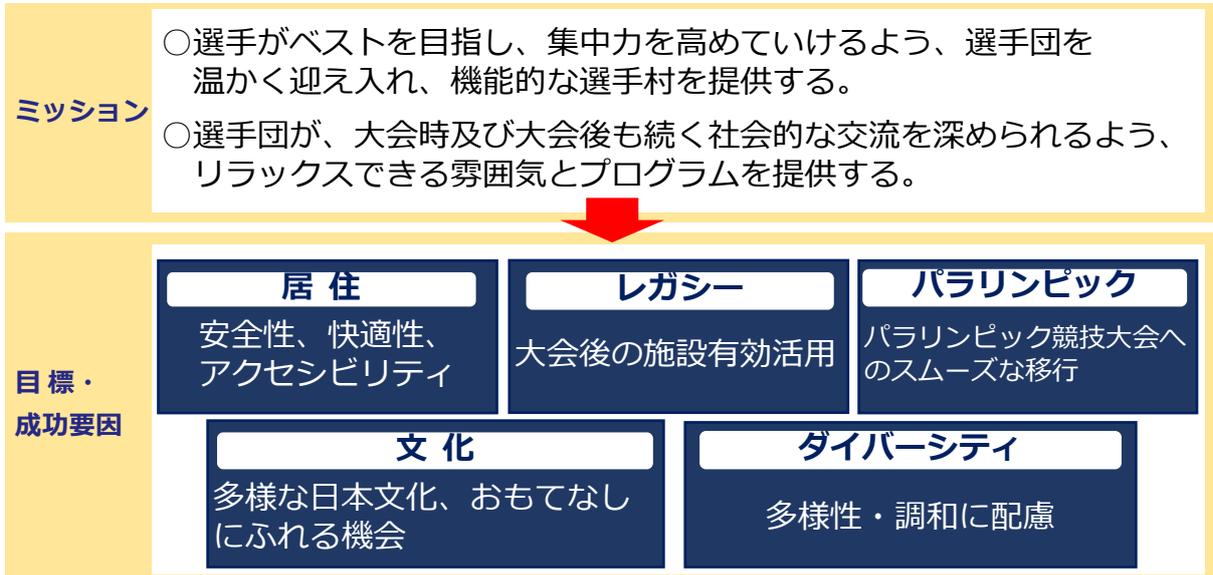
選手村運営の主要目標を達成するために必要な施設・設備・サービス等に関する基本計画

⇒運営計画



* 両計画については、招致ファイル並びに大会開催基本計画の内容を基に策定しており、今後それぞれの深度化を図る。

ミッション・目標



2

TOKYO 2020

機能

利便性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ○ダイニングホールやレクリエーション施設等は選手村の中心に配置する。 ○居住者センターとNOC/NPCオフィスは宿泊棟内に効果的に配置する。
安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> ○監視システムや無許可の侵入者対策により高いセキュリティーを確保する。 ○選手村に入場する人、搬入される物品は全て、空港並みの検査体制を通る。
周辺・居住環境	○宿泊棟は景色や周辺の緑環境や水辺空間を楽しめるように設計する。
アクセシビリティ	○誰もが使いやすいユニバーサルデザインに基づいて設計する。
持続可能性	○持続可能性に配慮した運営計画（策定中）に基づいた環境対策を行う。

3

TOKYO 2020

配置

選手村を大きく「居住ゾーン」、「ビレッジプラザ」、「運営ゾーン」に分けて配置を計画

「居住ゾーン」

- ① 宿泊棟
- ② ダイニングホール
- ③ NOC/NPC サービスセンター
- ④ ポリクリニック
- ⑤ スポーツコンプレックス
- ⑥ レクリエーション

「ビレッジプラザ」

- ⑦ ビレッジプラザ

「運営ゾーン」

- ⑧ ウェルカムセンター
- ⑨ 設備サービスセンター
- ⑩ NOC/NPC パーキング
- ⑪ メインエントランス
- ⑫ 輸送モール



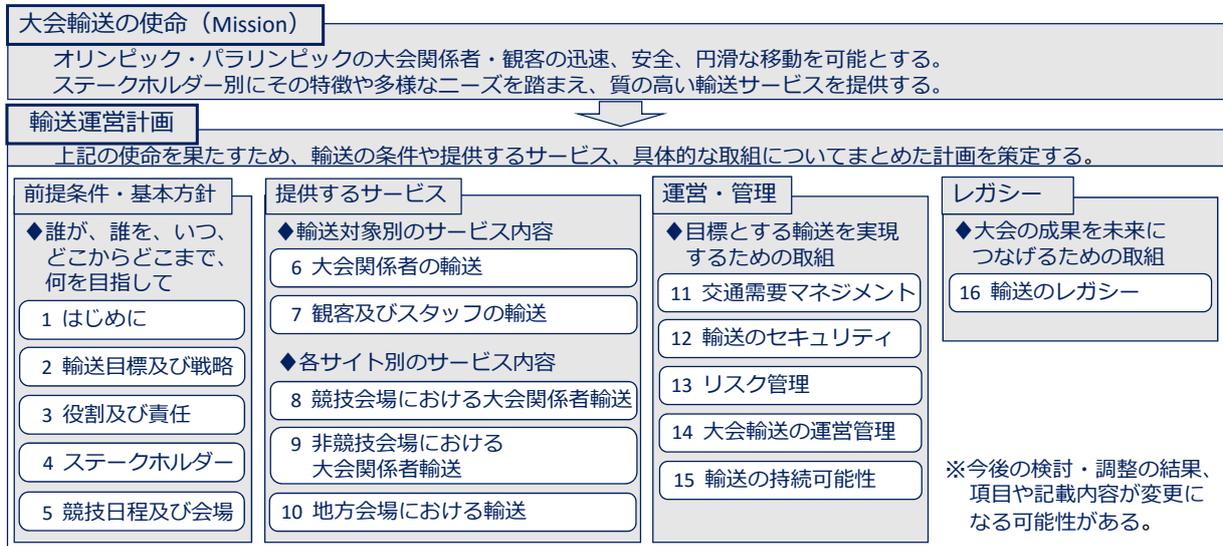
「輸送運営計画V1」の策定について

2017年3月24日

1. 輸送運営計画V1策定スケジュール(案)

- 3月24日 ・第19回理事会
輸送運営計画V1(案)の概要及び策定スケジュールの説明
- 4月 ・関係省庁協議
- 5月 ・第3回輸送連絡調整会議(予定)
輸送運営計画V1の確認
・公表
・IOC提出
- 6月12日 ・第20回理事会
輸送運営計画V1の概要説明及びIOC提出の報告

2. 輸送運営計画の概要



2

TOKYO 2020

○ 輸送運営計画V1に記載予定の内容

大項目	主な内容
1 はじめに	目的、構成、更新
2 輸送目標及び戦略	目標、戦略
3 役割及び責任	東京2020及び開催都市の役割及び責任、検討体制
4 ステークホルダー	輸送サービスを提供するステークホルダーの種類と想定する人数
5 競技日程及び会場	競技日程、競技会場の位置、輸送サービスを提供する非競技会場の種類
6 大会関係者の輸送	輸送サービスの概要、輸送ルートの定義と設定の考え方、車両デポの確保・整備
7 観客及びスタッフの輸送	公共交通網の概要、観客輸送ルート設定の考え方
8 競技会場における大会関係者輸送	会場輸送の概要、VAPP(車両認証/駐車許可)
9 非競技会場における大会関係者輸送	非競技会場の概要(練習会場、IBC/MPC、選手村、公式空港等)
10 地方会場における輸送	地方会場の特徴
11 交通需要マネジメント	必要性、取組の方向性
12 輸送のセキュリティ	輸送におけるセキュリティ確保の必要性
13 リスク管理	リスク管理の手順、想定する主なリスク
14 大会輸送の運営管理	輸送センターの役割・構成、広報、スタッフ
15 輸送の持続可能性	目標・方針、取組
16 輸送のレガシー	アクセシビリティ、交通マネジメント、輸送インフラの整備

※今後の検討・調整の結果、項目や記載内容が変更になる可能性がある。

3

TOKYO 2020

○ 輸送ルート設定における基本的な考え方

《全体》

東京2020大会の全ての大会ステークホルダーに対し、安全かつ効率的で信頼性の高い輸送サービスを提供する。輸送ルートは、市民生活や都市活動に与える影響を考慮して設定する。

《関係者輸送ルート（オリンピック・ルート・ネットワーク）》

- ①安全性、定時性を考慮し、信号交差点がなく一般道に比べ事故率も低い高速道路を、主として設定する。
- ②一般道においては、交通容量の大きい4車線以上の道路を優先して選定する。
- ③最寄りとなる高速道路出入口から競技会場までを最短距離で結ぶ経路を設定する。

○輸送ルート設定における基本的な考え方

《観客輸送ルート》

- ①歩行延長が過度に長くないよう、会場から一定圏内にある鉄道駅を観客利用想定駅として選定することを基本とする。
- ②入場と退場を同一駅とするなど、観客に分かりやすい経路の選定を基本とする。
- ③信号が設置され、適切な幅員のある歩道とするなど、観客に安全な経路の選定を基本とする。
- ④入場ルートと退場ルートは分離することを基本とすると共に、生活動線に配慮する。
- ⑤入場ルート・退場ルートともにアクセシブルルート*と同じ経路であることを基本とする。

*アクセシブルルート

- 1) アクセシブルルートとは、観客利用想定駅から会場への経路のうちアクセシビリティに配慮が必要な観客の動線であり、その移動距離は500mを大きく超過しないことを基本とする。
- 2) 『Tokyo2020アクセシビリティガイドライン』を踏まえたサービス水準を、施設管理者等による恒常的な環境整備、または仮設による整備やソフト的対応により確保する。

○ 交通需要マネジメント(TDM)の検討の方向性について

「交通需要マネジメント(TDM)」とは、自動車の効率的利用や公共交通への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化など、交通需要の調整を行うことにより、道路交通混雑を緩和する取組

《目的》

- ・交通行動の変化を促し、大会関係者や観客の**円滑な輸送を実現**する
- ・大会期間中の**都市活動への影響を最小限**にする

《企業等に向けた取組》

- ・各業界団体と連携した企業への説明や意見交換・具体的なお願い
- ・各団体の会合等の機会での説明
- ・輸送関連業界への個別対応

《市民等に向けた取組》

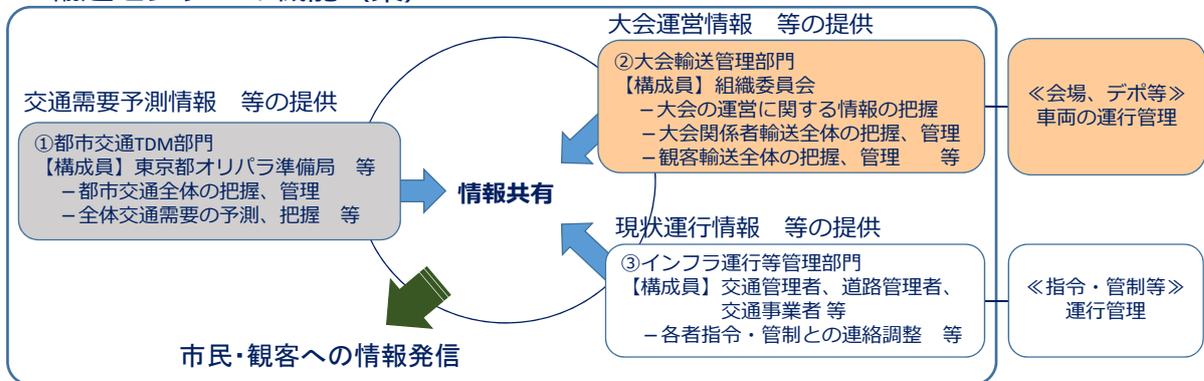
- ・地元自治体と連携した地元への説明や意見交換・具体的なお願い
- ・町会、商店街、学校等への個別対応

○ 輸送センターについて(案)

《役割》

大会の輸送に関する情報を発信・提供することにより、大会関係者や観客等の円滑な輸送を実現する。

《輸送センターの機能(案)》



リオの輸送について〈参考〉

○ オリンピック・ルート・ネットワーク（競技会場等）



8

TOKYO 2020

○ 大会関係者用車両の通行ルート

<p>【専用レーン】</p> <p>利用可能車両</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会関係者用車両 <p>以下の車両は指定された路線のみ許可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回バス <p>標示方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン実線 + Rio2016(ロゴ)
<p>【優先レーン】</p> <p>利用可能車両</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会関係者用車両 <p>以下の車両は指定された路線のみ許可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線バス・沿道住民・タクシー <p>標示方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブルー実線 + Rio2016(ロゴ)
<p>【シェアレーン】</p> <p>利用可能車両</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての車両(大会関係者車両と一般車両が混在) <p>標示方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Rio2016(ロゴ)

FAIXAS OLÍMPICAS

De 25/07 a 22/08

DEDICADA

Apenas veículos autorizados, com exceção da Linha À maré e Túnel Marcello Alencar, onde está liberada a circulação de ônibus.

PRIORITÁRIA

Família Olímpica, veículos credenciados e ônibus

- BRSS*
- Av. Niemeyer*
- Seletiva da Av. Brasil*
- Av. Delfim Moreira
- Av. Vieira Souto
- Ilha do Fundão

* Táxis podem circular na seletiva da Av. Brasil, nos BRSS, desde que com passageiros, e na Av. Niemeyer apenas para pegar ou levar passageiros.

COMPARTILHADA

Circulação compartilhada com o tráfego em geral

PONTOS CRÍTICOS

Locais onde a Faixa Olímpica causará mais impacto no trânsito

Atenção!

Quem tráfegar nas Faixas Olímpicas PRIORITÁRIAS ou DEDICADAS estará sujeito a multa no valor de R\$ 1.500,00.

9

TOKYO 2020

○ オリンピック・レーン設置道路の交通状況



- 8/2(火)、地下鉄4号線終点及びBRT始発駅のジャルディン・オセアニコ駅前（コパカバーナ方面を望む）
- 右端が大会関係者用の専用レーン。他の5車線は激しく渋滞（西向き走行）

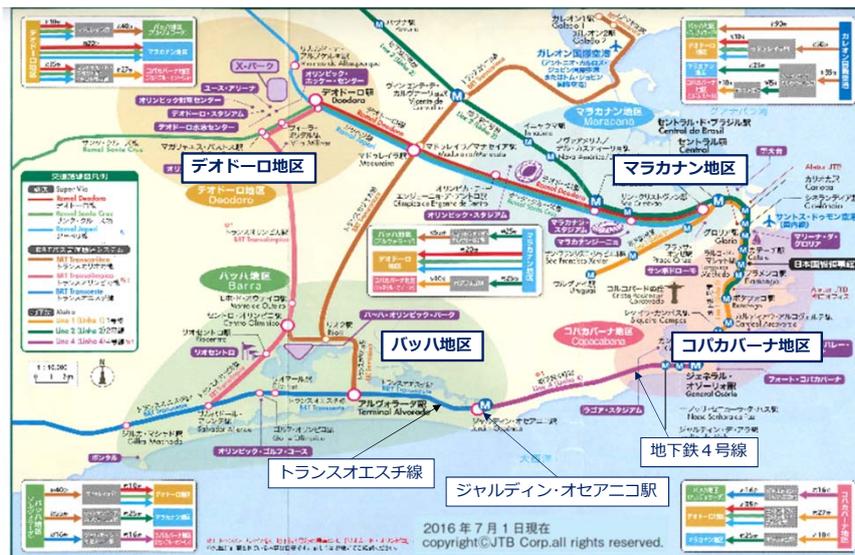


- 8/4(木)、リオ市により休日化された開会式の前日の道路（左と同じ箇所）
- リオ大会では、開会式前日・当日、トライアスロン競技当日、閉会式翌日を休日化

10

TOKYO 2020

○ リオ市広域公共交通網図（観客輸送等）



- BRT(接続バス)トランスオエステチ線
2016年6月末完成



- ジャルディン・オセアニコ駅
(BRT乗換え改札口⇄地下鉄4号)



- 地下鉄4号線
2016年8月1日完成

11

TOKYO 2020



マスコット選考方法について

2017年3月24日

<マスコット選考方法について>

■報告事項

- ・マスコット選考検討会議を7回実施。選考フローの概要が決定。
- ・今後の進行について

<マスコット選考検討会議で合意された選考フローの概要>

- ・応募方法：一般公募とすること。
- ・応募資格：資格審査等は設定しないこと。
但し、高い水準のデザイン提出物を求めること。
 - ・6面のポーズ+表情違い2種+競技ポーズ2種
⇒10点×オリ・パラ各種（計20点）
 - ・プロフィール（制作意図と特徴）それぞれ200字以内
- ・審査方法：①形式要件のチェック、②複数の専門家による審査、
③審査委員会による審査、と段階を設定すること。
※審査の方法の詳細については審査会で今後検討
- ・子供の声：審査の段階で、子どもたちの意見を反映すること。
- ・ネーミング：候補出しを専門家をお願いすること。
最終決定段階でデザイン作者に審査に関わってもらうこと。

TOKYO 2020

<今後の進行について>

- ・マスコット選考検討会議で話し合われた「選考方法」と「応募要項」をIOC/IPCに提出し、承認を仰ぐ。（現在承認作業中。）
- ・IOC/IPCからの承認結果をもって、4月中を目処に第8回マスコット選考検討会議を開催予定。



「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」最終承認について

2017年3月24日

1. ガイドラインの位置づけ

「IPCアクセシビリティガイド」と国内関係法令に基づき、東京2020大会の各会場とアクセシブルルート、輸送手段、組織委員会の情報発信等の指針とするもの。

2. 承認までの経緯

検討着手	2014年11月、内閣官房、東京都とともにアクセシビリティ協議会設立。
↓	障がい者団体を含む当事者団体の要望も踏まえ、関係行政機関・自治体、
↓	障がい者スポーツ団体等の参画を得て協議。
暫定承認	会場等の設計に必要なハード面の一部基準は、2016年1月にIPC承認を受け
↓	「ハード編」暫定基準として関係者で情報共有。（第10回理事会報告事項）
国内とりまとめ	2016年6月、「ハード編」にエレベーター内操作盤の配置基準、輸送に関
↓	わる指針、組織委員会の情報発信・表示サインの指針、大会スタッフの
↓	トレーニングの指針等を追加し、関係者で共有。（第14回理事会報告事項）
今回ご報告	→ 本年2月確認作業が終了。3月にIPCと大会に適用するガイドラインとして公表に合意。

3. 今後の展開

理事会報告後 → ガイドライン全文と概要版を組織委員会ウェブサイトで一般公開。

一般公開後の期待 首都圏市区町村や事前キャンプ誘致の自治体などとも情報共有し、幅広い領域での自主的なバリアフリー環境整備の進展を期待。

建築設計標準に反映 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」のホテル等客室での配慮点やトイレの分散配置などを今年度反映予定。

交通業界等の活用 バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準・ガイドラインの鉄道車両における車いすスペースの個所数拡大などを検討予定。また公共交通、観光業界等で、自主的な接遇マニュアル等の整備を検討。

＜参考＞ガイドラインを踏まえた会場整備の考え方（従前どおり）

- ① 適用対象施設の所有者等に対し、それぞれの計画に基づくガイドラインに即した施設建設・改修工事を依頼し、レガシーとなる恒常的施設としての整備を働きかけ。
- ② 恒常的な整備が困難な場合、仮設による整備、ソフト的対応（専用車による移動支援、ボランティアによるサポート等）によりサービス水準を確保する。

Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン

【概要版】

公益財団法人

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

※全文は東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会のウェブサイトで公開しています。

1. 「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」（以下、「ガイドライン」）とは

国際パラリンピック委員会（以下、IPC）が定める『IPC アクセシビリティガイド』（以下、IPC ガイド）の技術仕様や大会関係者向けトレーニングに関する項目と、国内関係法令等に基づき、アクセシビリティ協議会で大会の指針としてとりまとめ、IPC から承認を受けたもの。

東京 2020 大会の各会場のアクセシビリティに配慮が必要なエリアおよび動線と、そこへのアクセス経路のうちアクセシビリティに配慮が必要な観客の動線として組織委員会が選定するエリアと輸送手段、組織委員会による情報発信・表示サイン等の基準、ならびに大会スタッフ・ボランティアをはじめとした関係者のトレーニング等の指針として活用する。

※具体的な適用範囲は、対象施設関係者と組織委員会が個別協議して決定する。

2. 基準設定およびガイドラインを踏まえた整備の考え方

数値基準は、IPC ガイドと関係国内法令等に基づき、以下のとおり整理した。

推奨基準	『東京都条例等による望ましい整備』および『IPC ガイド記載のベストプラクティス』の水準を総合的に勘案し設定。 →新設の会場、主要駅等のアクセシブルな動線等として大会時に適用する範囲において、仮設対応を含めて、可能な限り実現を目指す。
標準基準	『IPC ガイドの遵守基準』、『国の推奨基準』、『国の遵守基準を上回る東京都条例等の整備標準（遵守基準／努力基準）』の水準のうち、相対的に高いものを総合的に勘案し設定。 →既存の会場、多くのアクセシブルな動線等として大会時に適用する範囲において、現場条件や大会後の利用ニーズ等を勘案し、仮設対応を含めて、可能な限り実現を目指す。

※ただし例外的に、構造上の理由等によって、やむを得ず標準基準を満たせないと認められる場合でも、少なくとも現行の『国の遵守基準』は満たすものとする。

※数値以外の基準は、IPC ガイドの規定をベースに国内法令等との整合性を考慮して設定した。

組織委員会は、適用対象施設の所有者・管理者等に対し、それぞれの計画に基づき、ガイドラインに即した施設建設・改修工事を実施するよう依頼し、まずはレガシーとなる恒常的な施設としての環境整備を働きかける。

ただし、恒常的な環境整備が困難な場合、仮設による整備、ソフト的対応（専用車等による移動支援、ボランティアによるサポート等）により、ガイドラインを踏まえたサービス水準を確保する。

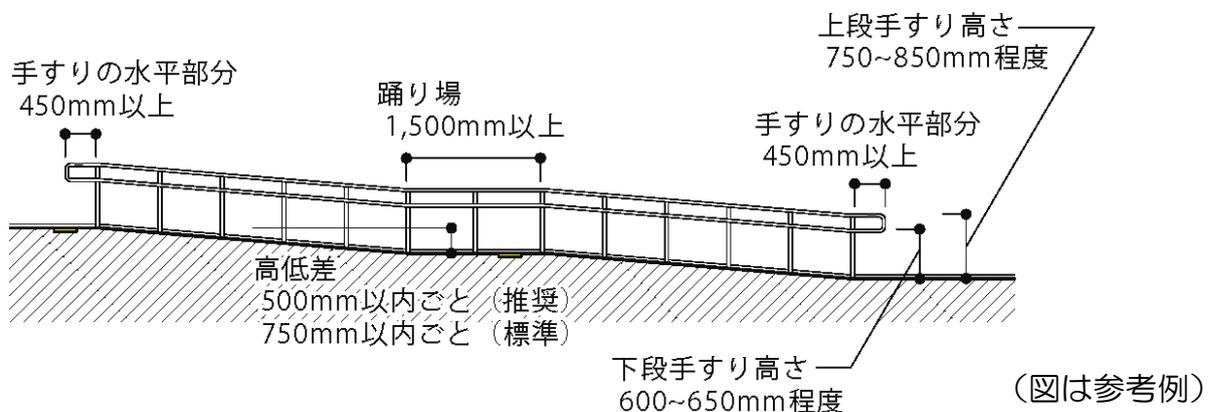
3. ガイドライン内容の抜粋

■大会会場・公共交通の通路幅

- 推奨基準：不特定多数の歩行者が極めて多い通路は 2,000mm 以上
選手村・公共交通機関は 1,800mm 以上（IPC・東京都の推奨基準）
- 標準基準：不特定多数の歩行者が極めて多い通路は 1,800mm 以上、
選手村・公共交通施設は 1,500mm 以上（IPC 等の標準基準）
- ・例外的な場合でも、1,200mm 以上（国の遵守基準）を満たすものとする。

■大会会場・公共交通の傾斜路の踊り場

- 推奨基準：高低差 500mm 以内ごとに設置（IPC の推奨基準）
標準基準：高低差 750mm 以内ごとに設置（国の遵守基準）



■視覚障がい者誘導用ブロック（点状ブロック、線状ブロック）

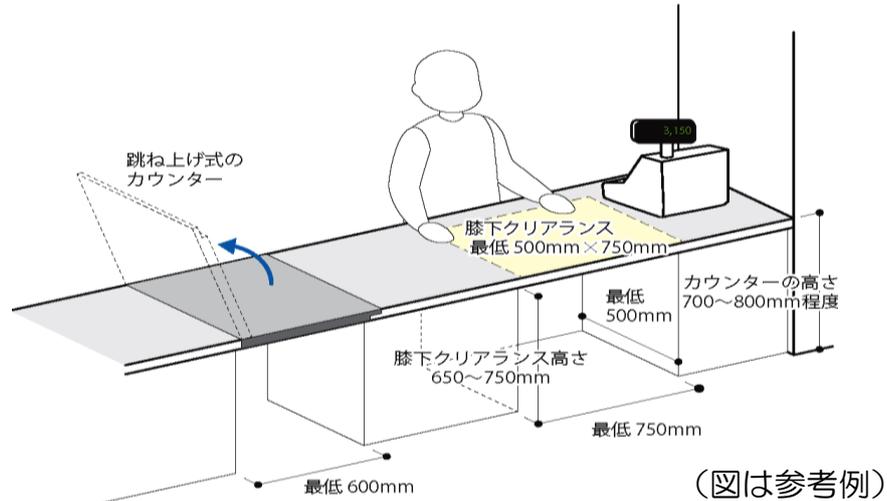
- ・色は黄色を原則とし、周辺は凹凸を抑えた平坦な仕上げとする。ブロックと周辺部とのコントラストと感触の違いを確保することが望ましい。
- ・形状、寸法及びその配列は、JIS 規格によることが原則。
- ・視覚に障がいのある観客を案内する動線には、セキュリティゲートまで連続的にブロックを設置するが、その設置可否及び方法について、大会期間固有の状況を考慮し、視覚や歩行に制約のある方の意見を踏まえて計画する。

■大会会場・公共交通の出入口のドア幅

- 推奨基準：950mm（IPC の推奨基準）
標準基準：大会会場は 850mm（IPC の標準基準）、
公共交通施設は 900mm（国の推奨基準）
- ・例外的な場合でも、公共交通施設では 800mm（国の遵守基準）を満たすものとする。

■ サービスカウンター

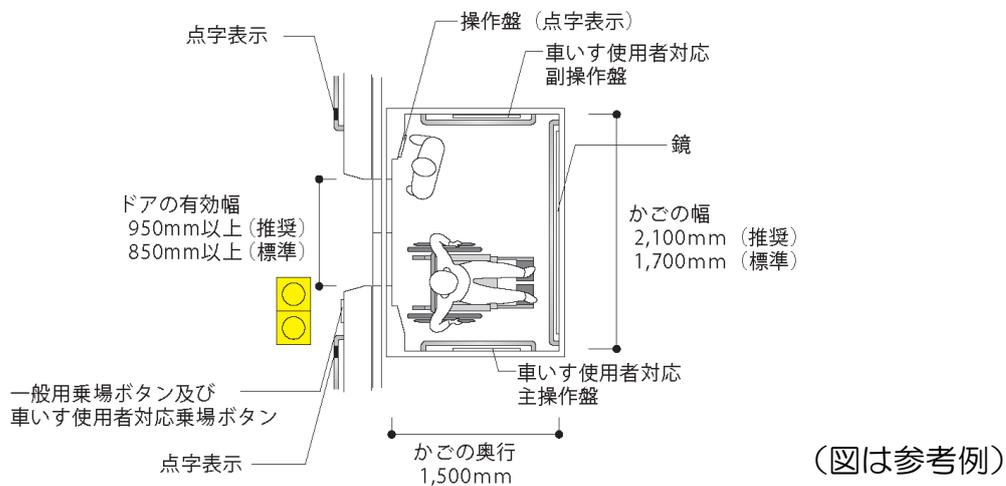
- 床面からの高さ 700~800mm 程度のカウンターを組み込む。
- 車いす使用者、腕が届きにくい人、腕力のない人をサポートできるように、カウンター内側から外に出られる最低幅 600mm の出入口を設ける。



■ エレベーターのかごの大きさ

推奨基準：幅 2,100mm × 奥行き 1,500 mm (IPC の推奨基準)

標準基準：幅 1,700mm × 奥行き 1,500 mm (IPC の標準基準)



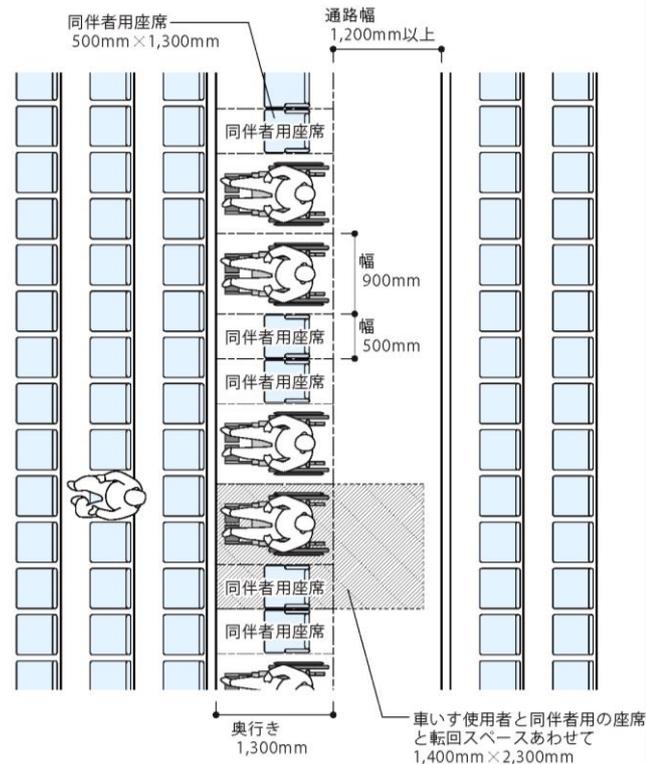
■ 大会会場施設のアクセシブルな座席の比率・区画の大きさ

◇ アクセシブルな座席の比率 (標準基準)

- オリンピック大会会場施設 0.75%
 - パラリンピック大会会場施設 1.0%~車いす競技会場施設は 1.2%
- なお、同伴者席は同比率で横に設置 (IPC の標準基準)

◇区画の大きさ（標準基準）

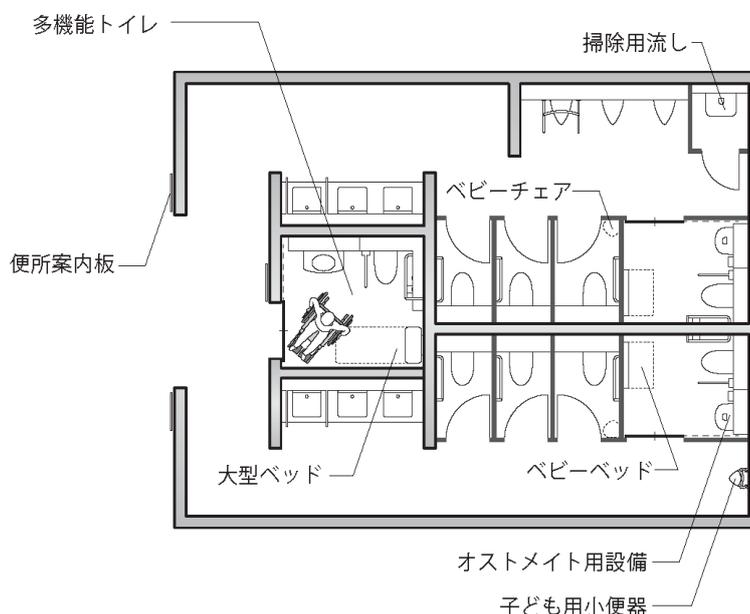
- 車いす用区画は幅 900mm×長さ 1,300mm+同伴者席は幅 500mm×長さ 1,300mm（幅は都の標準×長さは IPC 標準）
- 例外的な場合でも、車いす用区画は幅 900mm×長さ 1,200mm+同伴者席は幅 500mm×長さ 1,200mm（都の標準基準）を満たすものとする。



（図は区画の大きさの参考例）

■トイレ機能の分散配置を推奨

- 原則として異性の同伴者が支援可能な「男女共用の多機能トイレ」が必要。
- 多機能トイレを補完し機能を分散できるように、男女別トイレ内に車いすで出入りし便器への移乗スペースを確保した上でオストメイト用設備などの機能を備えた「簡易型多機能便房」や、一つの機能だけを補完した「個別機能を備えた便房」を組み合わせ設置することが望ましい。



（図は参考例）

■ホテル及びその他の宿泊施設例

- ・全室のデザインとレイアウトにユニバーサルデザインを採用することにより、標準的な客室でも様々な障がいを持つ人々を受け入れることができる。

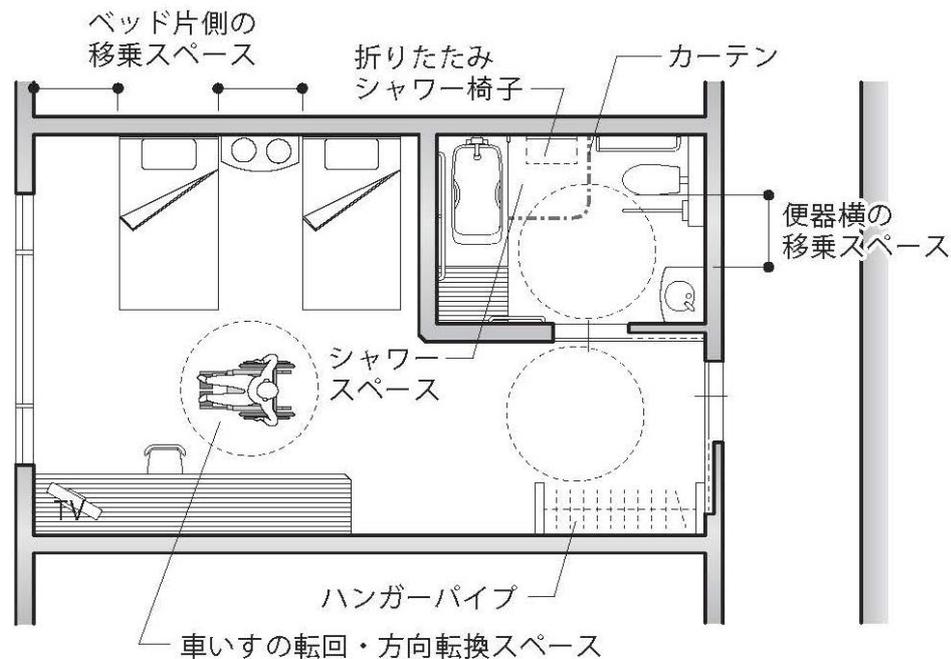
◇ アクセシブルルーム

様々な障がいのある人や高齢者が利用可能な客室の要件

- ・出入口の幅は900mmとし、操作しやすいハンドルが望ましい。
- ・室内に1,200×1,200mmまたは直径1,200mmの円状の転回スペースを少なくとも1か所確保することとし、便所・洗面所においても転回できることが望ましい。トイレ・ベッド等の横のスペースは800mm以上とする。
- ・ドアロック、ドアスコープ、スイッチ類、ベッド、シャワー、便器等は、車いす使用者が使いやすい高さとし、室内の段差は完全になくすか、あったとしても25mmを超えないようにし、かつ乗り越えやすい形状とする。
- ・避難情報及び避難経路の表示サインも低い位置に掲示し、点字と浮き彫り文字による表示を採用することが望ましい。
- ・電話1台はベッドから手が届く位置に必要で、補聴器と互換性があり点滅式のメッセージランプ付きが望ましい。テレビは字幕放送が受信できるものが必要。

◇ 車いす使用者に配慮した客室

- ・上記「アクセシブルルーム」の要件をすべてクリアできなくても、いくつかの整備しやすい対応策を講じることで、手動式車いす使用者には利用可能な「車いす使用者に配慮した客室」となりうる。大会に向け個別に確認・協議する予定。



(図はアクセシブルルームの参考例)

■組織委員会による情報発信

◇ 刊行物

- ・組織委員会が作成する刊行物は、紙面のコントラスト・光沢、文字の色・大きさ、フォントの種類・太さ、行間、文字間隔等において読みやすい配慮が必要。
- ・視覚に障がいのある人が情報にアクセスできるよう、点字、テキストデータ、拡大文字または音声形式、触知可能な地図等で提供できることが望ましい。

◇ 表示サイン

- ・国際的に認められたシンボルを利用することが望ましく、文字やシンボルには背景色とコントラストのはっきりした色彩を用いる。

◇ 文字情報の提供

- ・大会会場等では、聴覚に障がいのある人が情報にアクセスできるよう、補聴援助機器、字幕装置等の文字情報の提供、手話通訳の手配ができることが望ましい。

■アクセシブルな公共交通施設のサービス例

- ・筆談用のメモ用紙、ホワイトボード、コミュニケーションボード、磁気誘導ループ、手話等のいずれかで対応でき、印刷情報を点字、テキストデータ、拡大文字または音声等の代替形式で提供できる窓口やチェックインカウンターの整備。
- ・高齢者や障がいのある人が確認しやすい高さ、場所、表示方法に配慮した案内表示や券売機を1か所以上確保。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合を除く。
- ・案内板の地図、文字は、高齢者や障がいのある人にとってできるだけ分かりやすい表現、色彩を使用。
- ・移動やコミュニケーションに様々な制約のある人、補助犬を同伴する人等に配慮した適切なサービスを提供するためスタッフ等に対し必要な研修を行うことが望ましい。

■大会スタッフ等に対するアクセシビリティトレーニング

- ・個人の態度やコミュニケーション上のバリア、誤解は、建築物における構造的な障害よりも強固なバリアになりうることから、大会サービスを提供する上で、大会スタッフ・ボランティアには、次の3段階でトレーニングを実施する。
 - 障がい者等に対する一般的なエチケット／アウェアネストレーニング
 - 大会／任務別のアクセシビリティトレーニング
 - 会場固有のアクセシビリティトレーニング

※具体的なトレーニング方法・実施時期の決定は、ガイドラインの対象外。

アクセシビリティサポートガイド基礎編を別途作成し公表済み（次頁参照）。
<https://tokyo2020.jp/jp/organising-committee/accessibility/>

～～アクセシビリティサポートガイド基礎編～～

◇位置づけ

- 大会スタッフ・ボランティア向けの学習ツールとして、ボランティア等のサポートの基礎的な内容を取りまとめたもの。
- 「心のバリアフリー」の拡充に向け、幅広い業界で指針として自主的に活用されることを期待。

◇接遇の基本

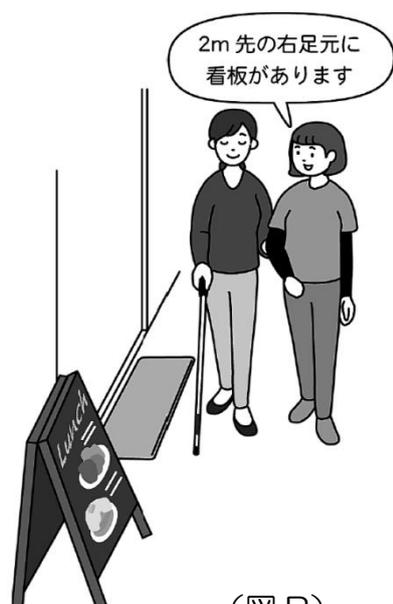
- 各クライアントの多様な特性に配慮
- クライアントの人格を尊重
- クライアントを理解しようという気持ちをもつ
- クライアントに話しかける
- クライアントの意思や希望を確認する
- 柔軟な対応を心がける

◇サポートのためのポイント例

- 車いすを押す際、動き出す前には「前に進みます」など必ず声かけを行うとクライアントは心の準備ができて安心。(図A)
- 視覚による情報が得にくい方には、言葉による説明は具体的な言葉で行う。(図B)
- 聴覚による情報が得にくい方で、読話や身振り手振りが通じにくい場合は、必要なことだけを簡潔に筆談で書く。(図C)
- 伝えること理解することが難しい方には、抽象的な言葉は使わず、具体的な言葉ではっきりと短く話しかけるようにする。(図D)



(図A)



(図B)



(図C)



(図D)

(イラストはイラスト追記版より)



調達管理委員会の設置について

2017年3月24日

設置目的

組織委員会が行う調達活動に対し、経済合理性を踏まえた最適調達の実現と、公平性、公正性及び透明性を担保するために調達管理委員会を設置。

所掌事項

本委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 調達関連規程等の制定及び変更に関する事。
- (2) 調達方針(年度方針・品目別方針等)に関する事。
- (3) 予定価格3,000万円以上の調達案件の調達手続(調達方式及び予定価格の決定・指名競争入札参加者の選定・特別契約の適否)及び契約締結(調達先及び調達価格の決定)に関する事。なお予定価格の扱いについては関連する事業及び継続性等を考慮し判断することとする。
- (4) 調達方針・調達コードに抵触する場合及び談合情報等公正な調達を妨げる恐れのある場合への対応に関する事。
- (5) その他調達に関する事。

組織

- 1 委員にはそれぞれ次に掲げる職に在任する者をこれに充てるものとする。
- (1) 委員長 企画財務局担当副事務総長
 - (2) 副委員長 企画財務局長(財務担当/調達担当)
 - (3) 委員 総務局長(リスク/コンプライアンス担当)
マーケティング局長(パートナー担当)
大会準備運営第一局長(大会運営/持続可能性担当)
 - (4) 外部委員 若干名
 - ・ 会計士、弁護士を予定している。
 - ・ 案件に応じて東京都等へ臨時委員を依頼していく。
 - (5) オブザーバー 企画財務局財務部長、総務局総務部長
総務局リスクマネジメント部長
総務局法務部長、マーケティング局調整部長、
大会準備運営第一局持続可能性部長、
承認案件担当部長
 - (6) 事務局 企画財務局調達部長



TOKYO2020 寄付プログラム

2017年3月24日

寄付受付の方針

- 多くの人や組織の大会への参画を促す方策の一つとして、寄付金募集プログラムを検討し、2017年度からスタートさせる方針。

現状

- 組織委員会に対する寄付について多方面より問い合わせ有り。
- 参画を促す方策であり、財務に寄与することも期待できるため、本格的に寄付金募集を検討する。

寄付受付の概要

- パートナーである「みずほ銀行」「三井住友銀行」の協力を得て寄付を受付ける予定。
- 常時型の窓口を開設し、個人・法人の両方から寄付を受付ける。

今後の予定

- 現在、本格的な寄付受付開始に向けた体制の整備等を行っている。
- 2017年度初旬に寄付の受付を開始予定。



「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」について

2017年3月24日



東京2020大会の入賞メダルを、各界の協力を得つつ、国民一人一人の想いを込め『みんなde』製作することで、東京2020大会をさらに熱く、さらに思い出深い大会にするプロジェクト



プロジェクト推進体制



都市鉱山からつくる!
みんなのメダル
プロジェクト



東京2020組織委員会・NTTドコモ・日本環境衛生センター・環境省・東京都

【回収期間】2017年4月～2019年春頃（予定）

※必要な量が集まり次第、回収は終了いたします。

※自治体での回収開始時期は参加自治体によって異なります。

【主な回収方法】

全国のドコモショップ等での回収	参加自治体での回収
<ul style="list-style-type: none"> 4月1日から回収開始 全国のドコモショップ、学校イベント等で不要になった携帯電話、スマートフォン、タブレットを回収 <p>店舗数： 全国約2,400店舗</p> <div style="text-align: center;">  <p style="font-size: 8px;">画像出典：NTTドコモ</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 4月上旬から順次 回収開始 参加自治体の回収ボックス、イベント等で不要になった小型家電を回収 <p style="font-size: 8px;">※回収の品目、方法、期間は自治体によって異なります</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>参加自治体：624自治体</p> <p style="font-size: 8px;">※2017年3月23日現在</p> <p>小型家電リサイクル認定事業者：45社</p> </div>

2

プロジェクト開始時の主な広報

4月1日 回収スタートイベントの実施



画像出典：NTTドコモ

- 【出演予定】
- 松田丈志氏
 - 山田拓朗選手

P R動画のW e b掲載



ポスター掲出、回収ボックスの装飾









自治体記載スペース

3

参加者との継続的なコミュニケーション

感謝カードの配布
2020 IDを活用し2020年までのつながり創出



プロジェクト参加者へメダル製造の過程をメールでお知らせ(希望者)

- 回収の状況
- 製錬の様子
- メダルデザイン発表

特設ホームページ・SNS等での
回収状況の報告





【東京2020参画プログラム（オールジャパン）】
小中学生から募集したポスターの選考及び表彰について

2017年3月24日

【東京2020参画プログラム（オールジャパン）】
小中学生から募集したポスターの選考及び表彰について



全国の小中学生の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に対する興味喚起及び参加への意識付けを目的として、オリンピック・パラリンピックをテーマとしたポスターを、各都道府県の教育委員会等を経由して全国の小中学校等から募集した。

<募集状況>

応募数：26,292点（昨年比+117%増）、代表作品：1,205点

1. ポスターの選考

- ▶ 2017年1月～2月末にかけて、代表作品1,205点から小学校、中学校、特別支援小学部、特別支援中学部よりそれぞれ優秀作品を選考。
- ▶ 1,205点の代表作品を50点に絞り込んだ後、最優秀作品（金賞、銀賞、銅賞（+入賞3作品：小学校のみ））の選考はメディア委員会にて実施。



・昨年度作品

TOKYO 2020

【東京2020参画プログラム（オールジャパン）】
小中学生から募集したポスターの選考及び表彰について



2. 表彰式

金賞作品の作者を対象とした表彰式を以下の内容で実施予定。

詳細

- 日 時：2017年 3月 31日 15時 00分開始
- 場 所：虎ノ門ヒルズ森タワー 9階
- 出席者：東京2020 森会長 他、
メディア委員会 日枝委員長、藤丸委員
オリンピック、パラリンピアン
- その他：受賞者には表彰状の他、リオ2016大会メダリストのサイン入りクリアファイル、東京2020公式ライセンスグッズ、オリジナルカレンダー、ピンバッチを贈呈



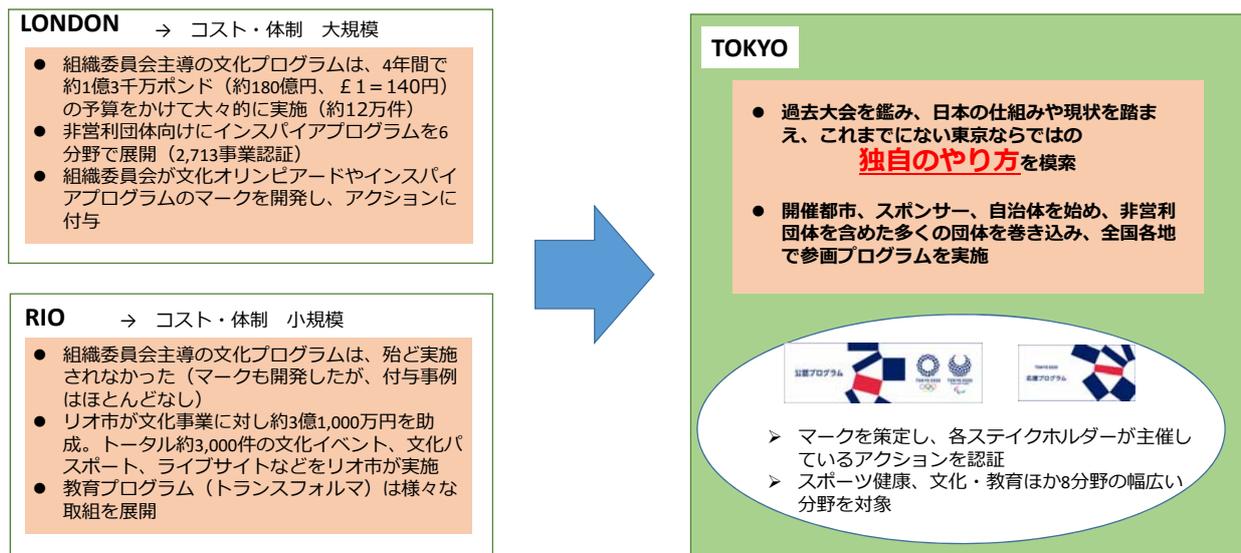
TOKYO 2020



東京2020参画プログラムについて

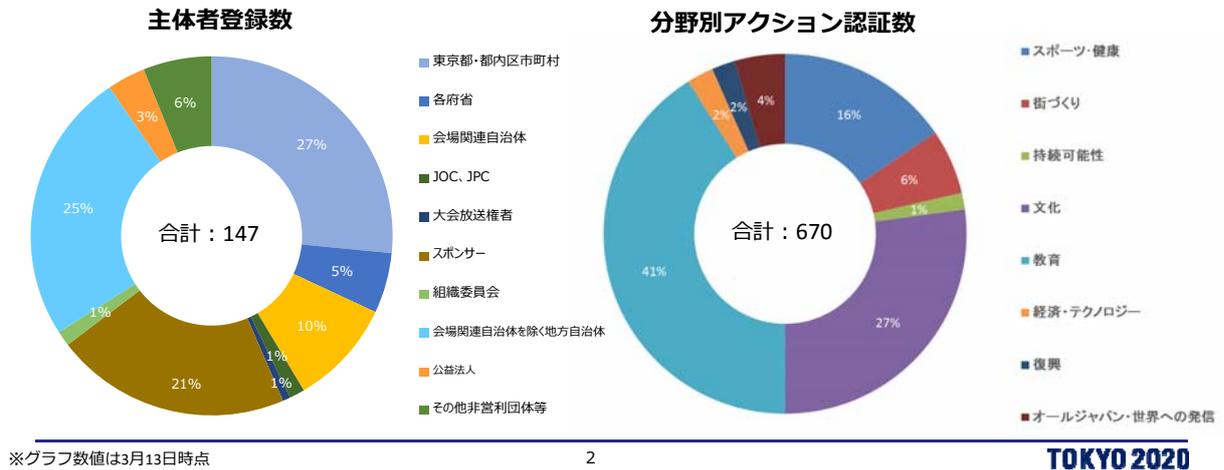
2017年3月24日

1. 東京2020参画プログラムの位置づけ



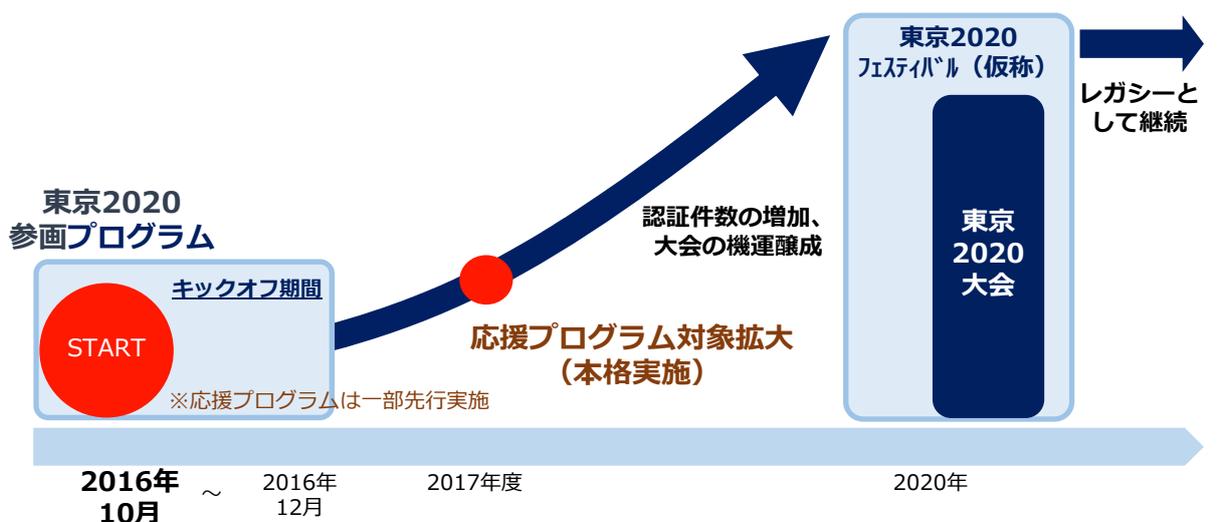
2. 東京2020参画プログラムの現状

- 2017年3月末時点での認証件数は先々に実施される事業も含めて**約700件**（2017年3月末までの参加人数 **約100万人**）となる見込み
- 小中高を対象とする学校事業認証(東京2020オリンピック・パラリンピック教育実施校)は、**約3,200校**（児童・生徒数 **約142万人**）
- こうした参画プログラムの取組みについては、IOCやロンドン大会関係者からもポジティブな評価を受けている



3. 東京2020参画プログラムの展開

- 2016年10月にスタート。2017年7月を目処に応援プログラムの対象を拡大し、本格実施・展開を図る（7月からWEBからの直接申請を運用開始予定）



4. 東京2020参画プログラムの対象団体

現状	今後（応援プログラムの対象拡大）																		
<p>〈公認プログラム〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 政府（各省庁） ● 開催都市（東京都・区市町村） ● スポンサー ● JOC、JPC ● 会場関連自治体（道県・市町） ● 大会放送権者 <p>〈応援プログラム〉</p> <table border="0"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ関連 ● 日本障がい者スポーツ協会 ● 日本スポーツ振興センター ● 日本体育協会 ● 日本アンチ・ドーピング機構 ● 日本レクリエーション協会 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 経済関連 ● 経済界協議会（構成団体※含む） ● 地域関連 ● 会場関連自治体以外の府県、政令市 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ関連 ● 日本障がい者スポーツ協会 ● 日本スポーツ振興センター ● 日本体育協会 ● 日本アンチ・ドーピング機構 ● 日本レクリエーション協会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済関連 ● 経済界協議会（構成団体※含む） ● 地域関連 ● 会場関連自治体以外の府県、政令市 	<p>■ 2017年4月～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携大学 ・ 既に認証対象となっている国や自治体が出資等している所管法人（除く株式会社） <p>■ 2017年7月～（予定）</p> <table border="1"> <tr> <td>公共関連</td> <td>市町村（会場関連自治体を除く）</td> </tr> <tr> <td>地域関連</td> <td>自治会・町内会等、商店街（自治体による主体登録が必要）</td> </tr> <tr> <td>スポーツ関連</td> <td>国内競技団体、体育協会等</td> </tr> <tr> <td>学校関連</td> <td>連携大学以外の大学、高専、専修・各種学校（国公立、学校法人・準学校法人）</td> </tr> <tr> <td>経済関連</td> <td>商工会議所、商工会</td> </tr> <tr> <td>国際関連</td> <td>国際機関、大使館</td> </tr> <tr> <td>公益法人等</td> <td>公益財団・社団、独立行政法人・特殊法人、認定NPO、社会福祉法人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>一般財団・社団、NPO 等（公的団体による確認等を要件とする予定）</td> </tr> </table>	公共関連	市町村（会場関連自治体を除く）	地域関連	自治会・町内会等、商店街（自治体による主体登録が必要）	スポーツ関連	国内競技団体、体育協会等	学校関連	連携大学以外の大学、高専、専修・各種学校（国公立、学校法人・準学校法人）	経済関連	商工会議所、商工会	国際関連	国際機関、大使館	公益法人等	公益財団・社団、独立行政法人・特殊法人、認定NPO、社会福祉法人	その他	一般財団・社団、NPO 等（公的団体による確認等を要件とする予定）
<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ関連 ● 日本障がい者スポーツ協会 ● 日本スポーツ振興センター ● 日本体育協会 ● 日本アンチ・ドーピング機構 ● 日本レクリエーション協会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済関連 ● 経済界協議会（構成団体※含む） ● 地域関連 ● 会場関連自治体以外の府県、政令市 																		
公共関連	市町村（会場関連自治体を除く）																		
地域関連	自治会・町内会等、商店街（自治体による主体登録が必要）																		
スポーツ関連	国内競技団体、体育協会等																		
学校関連	連携大学以外の大学、高専、専修・各種学校（国公立、学校法人・準学校法人）																		
経済関連	商工会議所、商工会																		
国際関連	国際機関、大使館																		
公益法人等	公益財団・社団、独立行政法人・特殊法人、認定NPO、社会福祉法人																		
その他	一般財団・社団、NPO 等（公的団体による確認等を要件とする予定）																		
4																			
※構成団体：日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、東京商工会議所	TOKYO 2020																		

5. 東京2020フェスティバル（仮称）について

- 東京2020参画プログラム（東京2020文化オリンピック）の集大成として、東京2020大会の直前から「東京2020フェスティバル（仮称）」の実施を検討
- まずは、文化・芸術の分野を中心に、組織委員会が主導し、政府、東京都、全国の自治体、スポンサー企業、文化芸術団体など、多くのステークホルダーへ参画を呼びかける
- これを踏まえ、参画プログラムの各分野においても展開を検討予定



5 ※フェスティバルのイメージ写真は「東京キャラバン in 六本木」（撮影：篠山紀信） **TOKYO 2020**

専門委員及び顧問の変更等について

○ 専門委員

委員会	新	新委員 所属先役職等	旧
アスリート	池田 信太郎	バドミントン	大東 忠司
同上	上山 容弘	体操/トランポリン	米田 功
同上	不老 安正	クレー射撃	板倉 幹夫
文化・教育	青柳 正規 (委員長)	東京大学名誉教授	—
同上	—	※辞任	宮田 亮平 (委員長)
同上	銭谷 眞美	東京国立博物館長	—
同上	—	※辞任	羽入 佐和子
同上	榎本 智司	全日本中学校長会会長	伊藤 俊典
街づくり・ 持続可能性	地下 誠二	株式会社日本政策投資銀行 取締役常務 執行役員	橋本 哲実
同上	北原 義一	三井不動産株式会社 取締役常務執行役 員	小野澤 康夫
メディア	安藤 洋二	株式会社TBSテレビ 東京オリンピック・ パラリンピック室長	天野 雅道
同上	石井 ユミ	産経新聞東京本社営業局開発一部部長	岡部 純子
同上	小菅 洋人	毎日新聞社執行役員広報担当社長室長 オリンピック・パラリンピック担当	丸山 昌宏

委員会	新	新委員 所属先役職等	旧
メディア	今野 義範	株式会社ジェイ・スポーツ取締役編成部・制作部・メディアライツ事業部	上田 修
同上	柴田 岳	読売新聞東京本社執行役員 オリンピック・パラリンピック、不動産・コンプライアンス・広報担当	永原 伸
同上	関根 英生	株式会社文化放送放送事業局次長	斉藤 清人
同上	Peter Langan	President, the Foreign Correspondents Club of Japan	James Simms II
同上	藤丸 真世	株式会社TBSテレビ スポーツ局スポーツニュース部	久保田 智子
同上	山田 英樹	一般社団法人日本雑誌協会 日本雑誌記者会・写真記者会事務局長	高橋 憲治
同上	吉田 直人	日本経済新聞社常務取締役	長谷部 剛

○ 顧問

新	所属先役職等	旧
大島 理森	衆議院議長	伊吹 文明
伊達 忠一	参議院議長	山崎 正昭
青木 照護	公益社団法人日本青年会議所会頭	山本 樹育
石垣 栄一	公益社団法人東京都薬剤師会会長	山本 信夫
上田 良一	日本放送協会会長	靱井 勝人
榎本 智司	全日本中学校長会会長／公益財団法人日本中学校体育連盟会長	伊藤 俊典
遠藤 連	全国都道府県議会議長会会長職務代理者	林 正夫
岡田 正治	公益財団法人全国高等学校体育連盟会長	小野 力
尾崎 治夫	公益社団法人東京都医師会会長	野中 博
小泉 清裕	日本私立小学校連合会会長	矢崎 昭盛
神津 里季生	日本労働組合総連合会会長	古賀 申明
白石 英行	特別区議会議長会会長	杉田 ひろし
杉本 英二	東京都市議会議長会会長	市川 一徳

新	所属先役職等	旧
関 美津子	全国国公立幼稚園長・こども園長会会長	岩城 眞佐子
塚田 修	地方競馬全国協会（NAR）理事長	浮田 秀則
東 亨	東京都町村議会議長会会長	高水 永雄
松浦 正人	全国市長会会長代理	森 民夫
安田 和正	公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会 会長	時任 基清